



第5次旭川市障がい者計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

旭川市

はじめに

日頃から本市の障がい福祉行政について御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本市では、これまで障がい者施策の基本的な方向を示す旭川市障害者計画を平成9年に策定して以降、平成18年に第2次旭川市障害者計画、平成28年に第3次旭川市障がい者計画、令和3年に第4次旭川市障がい者計画を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

その間、障がいのある方を取り巻く環境は、障がいの重度化や高齢化、長期入院等から地域生活への移行、就労支援の充実のほか、事業者による合理的配慮の提供義務化など、大きく変化しております。

これらの環境の変化に対応していくためには、行政のみならず、市民の皆様を始め、障がい者支援を行う様々な方との連携がますます必要となっております。

この度策定した「第5次旭川市障がい者計画」は、前計画での基本理念である「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」を継承し、令和8年度から令和12年度までを計画期間として、新たな法制度の整備や社会情勢の変化等を踏まえ、本市の障がい者施策の基本的な方向性を示したものです。

この理念達成のため、本計画では4つの目標を定め、9つの分野からなる施策体系により、総合的・計画的に障がい福祉施策を推進してまいります。

また、障がいのある方の多様なニーズや課題に対応していくためには、障がいのある方や障がいに対する市民一人一人の『理解』が最も重要であり、これまで以上に課題認識を持ち取り組む必要があることから、「理解の促進」を重点施策としました。

障がいのある人もない人も誰もが、安心して生き生きと暮らし活躍できる「健幸福祉都市」の実現に向けては、関係者の皆様の理解と御協力が不可欠でありますことから、皆様による一層の御支援について、改めてお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました旭川市障害者計画等策定部会の委員の皆様をはじめ、障がい者関係団体の皆様及びアンケート調査等に御協力いただいた市民の皆様に感謝申し上げます。



令和8年（2026年）4月

旭川市長 今津寛介



目 次

第1章 総 論

I 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の目標	3
4 計画の期間	3
5 計画における対象者	4
6 計画の性格及び位置付け	4
7 計画の体系図	5
II 旭川市における障がいのある人の状況	6
1 身体障がいのある人の状況	6
2 知的障がいのある人の状況	8
3 精神障がいのある人の状況	10
4 難病患者の状況	13
5 発達障がいのある人の状況	18

第2章 各 論

第1節 その人らしさを尊重し合う地域社会の推進	19
I 理解	19
1 障がいのある人への理解の促進	19
II 差別の解消・権利擁護	24
1 障害を理由とする差別の解消の推進	24
2 権利擁護の推進	26
3 地域福祉活動の推進	28
第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実	30
I 生活支援	30
1 相談支援体制の整備	30
2 サービスの質と量の充実	31
3 障がい特性に配慮した支援	32
4 安定した生活の支援	33
II 保健・医療	35
1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	35
2 保健・医療の充実等	36
3 精神保健・医療の提供等	37

第3節	いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進	40
I	教育・育成	40
1	障がい児支援の充実	40
2	学校教育の充実	41
II	雇用・就労支援	44
1	障がい者雇用・就労の促進	44
2	福祉的就労の底上げ	49
III	社会参加・活躍	51
1	障がい者スポーツの振興	51
2	文化・芸術活動の振興	54
第4節	安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現	56
I	生活環境	56
1	住環境の整備	56
2	障がい者に配慮したまちづくりの推進	57
3	防災・防犯対策の推進	60
II	情報・コミュニケーション	64
1	情報提供の充実	64
2	意思疎通支援の充実	65

第3章 計画の推進

I	各主体の連携	67
II	全庁的な推進体制の整備	67
III	計画の進行管理及び評価	67
IV	情報の公表	67

参考資料

・第4次旭川市障がい者計画の進捗状況	68
・第5次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査について	84
・旭川市障害者計画等策定部会設置要綱・同策定部会名簿	85
・旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱	87
・計画の策定経過	89

第1章 総論

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

旭川市では、平成9年3月に乳幼児期から高齢期に至るライフステージの全ての段階で、障がいのある人もない人も社会の一員として生活し、活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中でその人らしく自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念を掲げる「旭川市障害者計画(平成9年度～平成18年度)」を策定しました。

また、障害者自立支援法が平成17年4月に制定されたことから、始期を平成18年度とする「第2次旭川市障害者計画(平成18年度～平成27年度)」を、策定しました。

第2次旭川市障害者計画の期間中である、平成18年には、国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下「条約」という。)が採択され、国においてこの条約締結に向け、国内法の整備が進みました。

主なものとしては、

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)の成立(平成23年6月)
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)の成立(平成24年6月)
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)の成立(平成25年6月)

があります。

これら、国内の障がい者福祉制度に係る法整備を行った後、平成25年12月国会での承認を受け、平成26年1月20日に条約を批准し、2月19日に国内での発効となりました。

こうした、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への配慮の実施(合理的配慮の提供)など、障がい者福祉についての取組が期待される中、「第3次旭川市障がい者計画(平成28年度～令和2年度)」を策定しました。

第3次旭川市障がい者計画の策定後、国は障がい福祉を更に充実したものとするため、

- ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立(平成28年5月)
- ・「発達障害者支援法」の改正(平成28年8月)
- ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正(平成29年10月)

などの法整備を進めました。

そして、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「新しい生活様式」の実践など、これまでの様々な活動に制限がかけられるなど、先の

見通しを立てることが難しい状況となりました。

このような中、「第4次旭川市障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」（以下、「4次計画」という。）を策定しました。

4次計画制定後、国においては、

- ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立（令和3年6月）

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念を定めた法律）

- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立（令和4年5月）

（すべての障がい者が情報や意思疎通の面で不利益を受けることなく、あらゆる分野の活動に参加できる共生社会の実現を目的とした法律）

- ・「手話に関する施策の推進に関する法律」の成立（令和7年6月）

（手話は言語であり、手話の習得や理解・関心の増進を図るための施策推進を目的とした法律）

などの新たな法整備を進めるとともに、障害者差別解消法を改正し、令和6年度から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者施策の充実が進められています。

こうした社会的背景やこれまでの計画を踏まえ、令和8年度を始期とする「第5次旭川市障がい者計画（以下「5次計画」という。）」を策定します。

なお、5次計画の策定に当たり、基礎資料とするため4次計画同様、障がいのある人（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）及び障がいのない人にアンケート調査を実施しました。

※アンケート調査の概要については、参考資料P.84 参照

2 計画の基本理念

「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」

本計画は、障害者基本法の理念の実現に向け、全ての市民が互いを理解し、尊重し合えることを理念とします。

そのため、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現ができるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するため、市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

3 計画の目標

(1) その人らしさを尊重し合う地域社会の推進

障がい者を理由とする差別や偏見を解消するため、障がいへの幅広い理解を得られるための啓発・広報活動等を推進し、障がいのある人に対する理解を促進することで、障がいの有無に関わらず、互いがその人らしさを尊重し合いながら共に暮らす「共生社会」の実現に向けた活動に取り組みます。

また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の適切な活用など障がいのある人の権利擁護に取り組むとともに、地域住民との交流を促進し、地域福祉の充実を図ります。

(2) その人らしく暮らすための支援体制の充実

障がいのある人が個人として、人格が尊重され、自己決定ができるよう、地域社会の中でライフステージに応じた支援を受けながら、その人らしい生活を送ることができるよう、障がいの特性や生活状態に応じた保健・医療・福祉サービスを提供する体制の充実を図ります。

(3) いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加するとともに、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援並びに雇用・就労支援の充実及び文化芸術活動・障がい者スポーツの振興により、障がいのある人の自立と社会参加の推進を図ります。

(4) 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活することができるよう、住まいや移動など環境に関わる障壁、情報の収集に関わる障壁などの社会的障壁の解消を図るとともに、誰もがコミュニケーションをとりながら理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の普及・啓発を図ります。

4 計画の期間

障がい者施策に係る法制度はその都度、時代の要請に応じ制定・改正され、長期的な見通しを持った計画を策定することが難しい状況です。

このことを踏まえ、計画期間は今後の社会情勢の変化、関連計画の改定や見直しに対応できるよう、これまでと同様に令和8年度から令和12年度までの5年とします。

5 計画における対象者

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、これまで同様この計画で対象とする障がい者は、次のとおりとします。

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などその他の心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

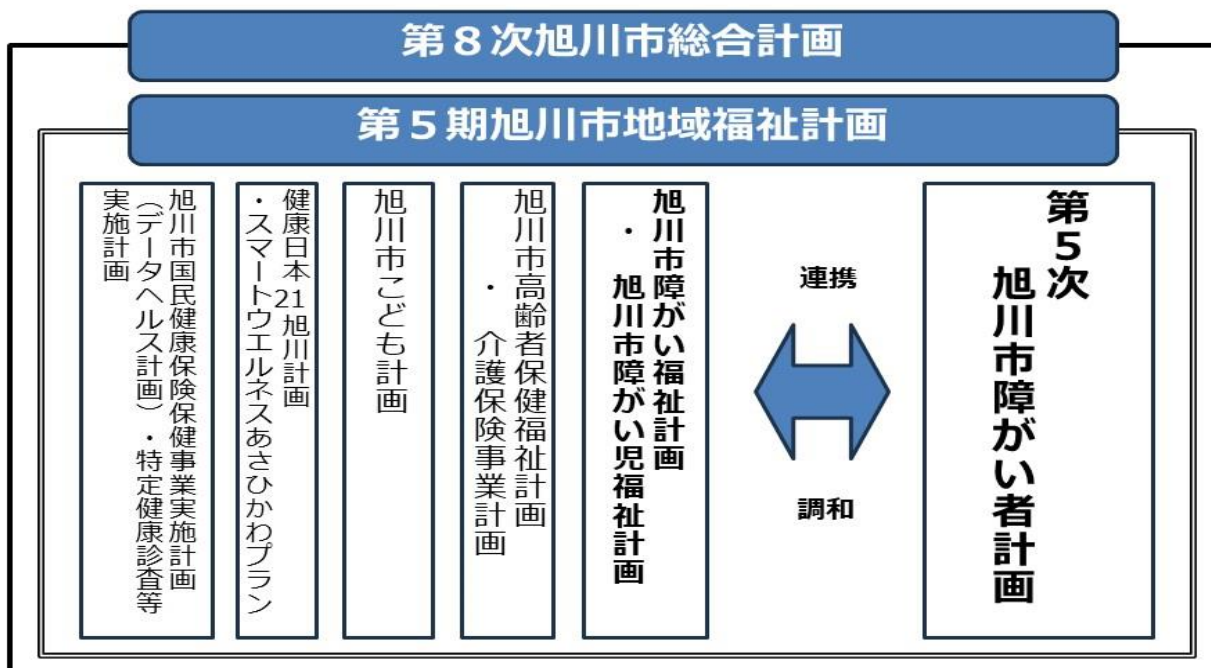
6 計画の性格及び位置付け

計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」及び北海道が策定する「ほっかいどう障がい福祉プラン」を基本とするとともに、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策の方向性を定めるものです。

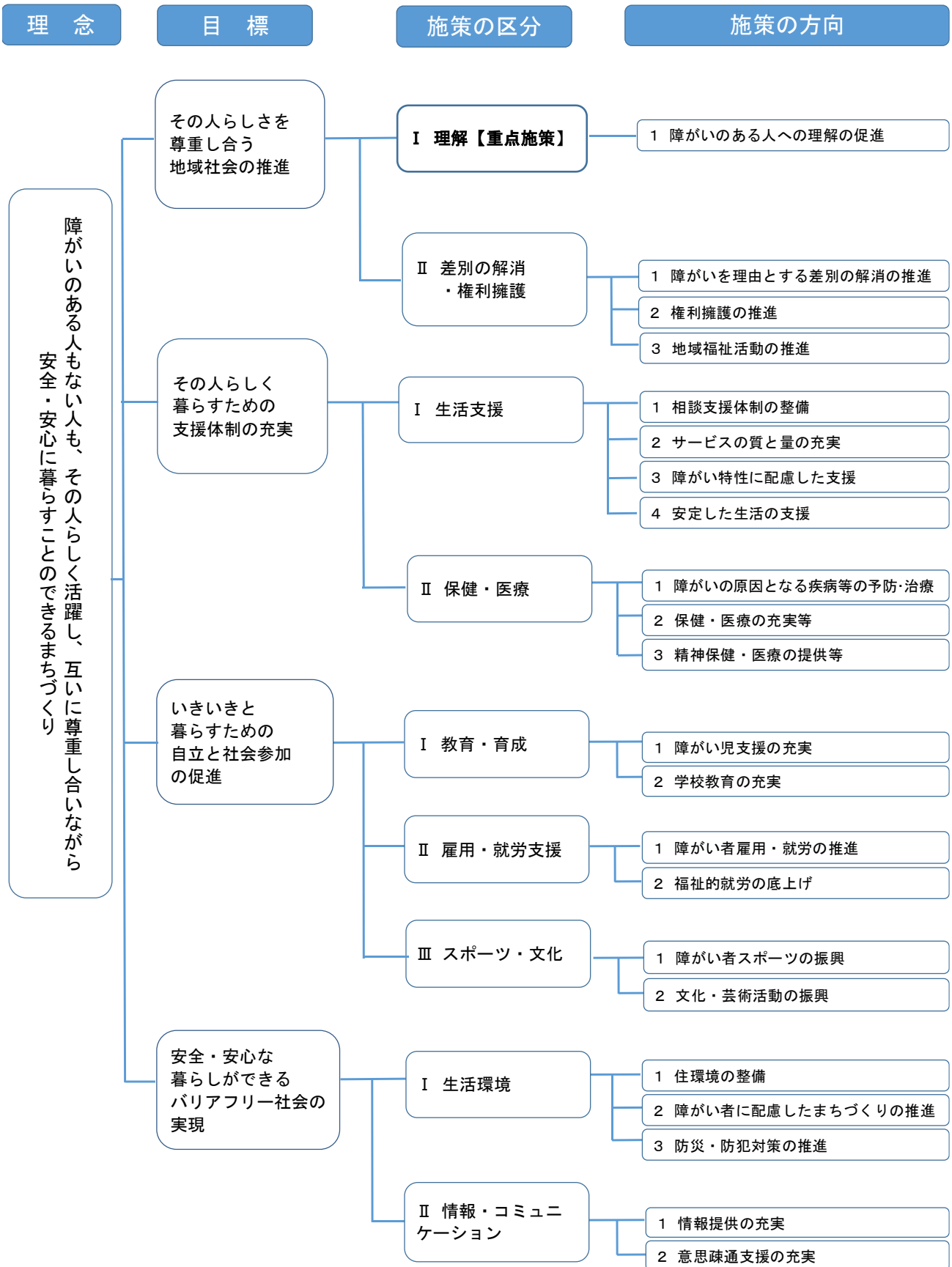
また、これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、第8次旭川市総合計画や第5期旭川市地域福祉計画をはじめとする関連計画との整合性に配慮します。

そして、第5期旭川市地域福祉計画の策定目的である本市における地域共生社会の実現とともに本市の障がい者施策の円滑な推進に向けて、9つの施策を設定し、取り組んでいきます。このうち特に4次計画の進捗やアンケート調査の結果等を踏まえ「理解」を「重点施策」とします。

【第5次旭川市障がい者計画の位置付け】



7 計画の体系図



Ⅱ 旭川市における障がいのある人の状況

1 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳交付者数

令和6年度末現在の身体障害者手帳の交付者数は15,658人となっています。身体障害者手帳交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の減少率は7.8%となっています。

(2) 障がい等級別

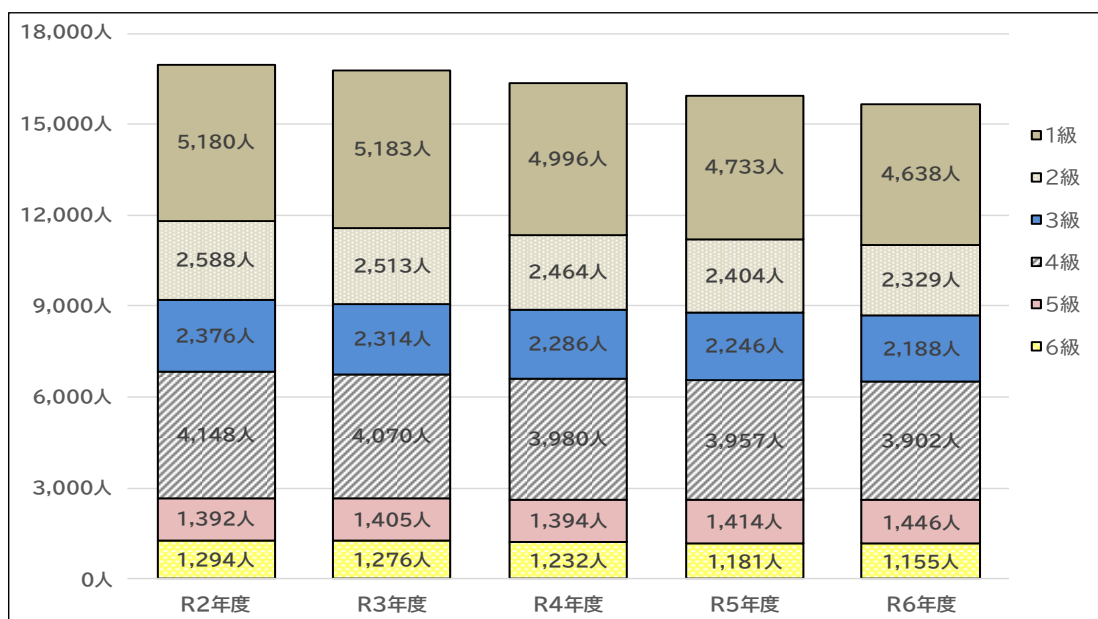
障がい等級別の内訳は、1級 4,638人、2級 2,329人、3級 2,188人、4級 3,902人、5級 1,446人、6級 1,155人となっています。身体障害者手帳の交付者数は減少していますが、1・2級の重度障がいのある人の割合が、令和6年度では全体の44.5%を占めている状況です。

身体障害者手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	5,180	5,183	4,996	4,733	4,638
2 級	2,588	2,513	2,464	2,404	2,329
3 級	2,376	2,314	2,286	2,246	2,188
4 級	4,148	4,070	3,980	3,957	3,902
5 級	1,392	1,405	1,394	1,414	1,446
6 級	1,294	1,276	1,232	1,181	1,155
計	16,978	16,761	16,352	15,935	15,658

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(3) 障がい種別

障がい種別の内訳は、視覚障がい者が932人、聴覚障がい者が1,766人、言語障がい者が146人、肢体不自由が8,113人、内部障がい者が4,701人となっています。令和2年度から令和6年度までの年次推移を見ると、内部障がい者数に大きな変化はありませんが、そのほかの障がい種別は減少傾向にあります。

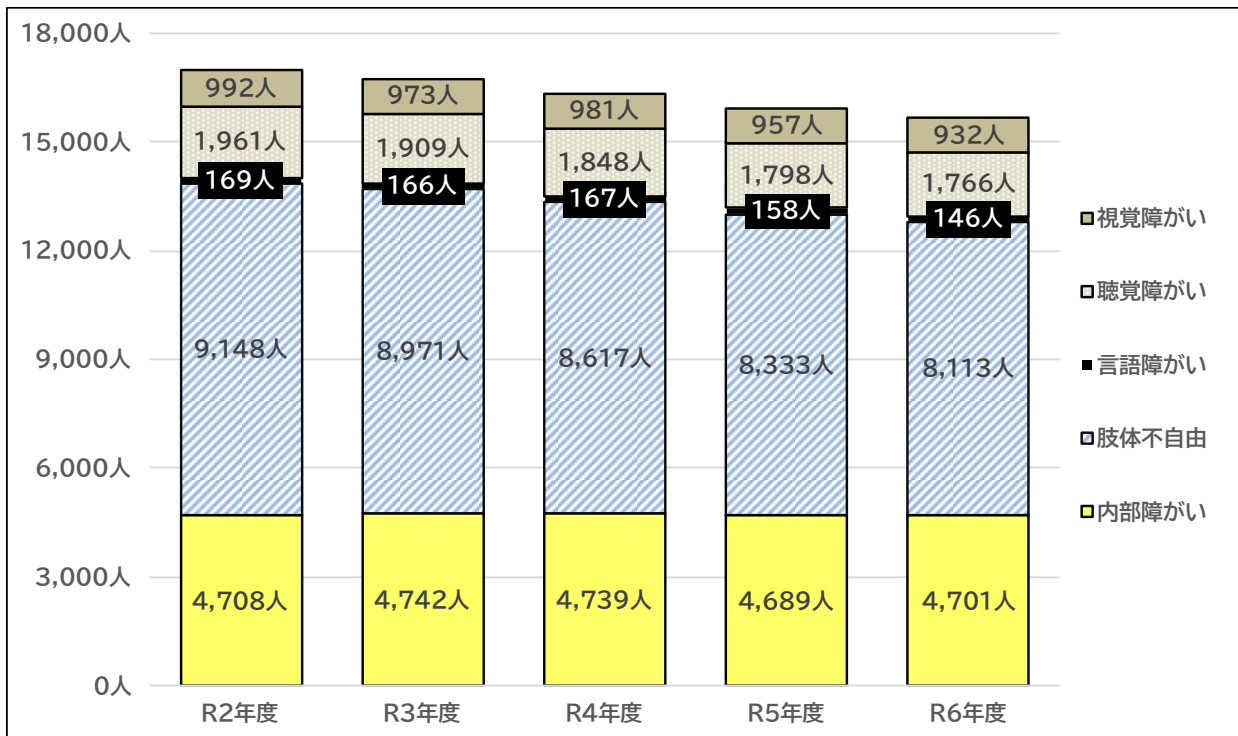
身体障害者手帳交付者数の推移(障がい種別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障がい	992	973	981	957	932
聴覚障がい	1,961	1,909	1,848	1,798	1,766
言語障がい	169	166	167	158	146
肢体不自由	9,148	8,971	8,617	8,333	8,113
内部障がい	4,708	4,742	4,739	4,689	4,701
計	16,978	16,761	16,352	15,935	15,658

(各年度末現在)

- (注) 1 聴覚障がい…聴覚又は平衡機能障がい
 2 言語障がい…音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
 3 内部障がい…心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障がい



(各年度末現在)

2 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳交付者数

令和6年度末現在の療育手帳の交付者数は5,043人となっています。療育手帳交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の増加率は15.9%となっています。

(2) 障がい程度別

障がい程度別の内訳は、最重度・重度のA判定が1,471人、中度・軽度のB判定が3,572人となっています。令和2年度から令和6年度までの年次推移を見ると、A、B判定どちらも増加していますが、B判定の増加率が20.8%と大きく増加しています。

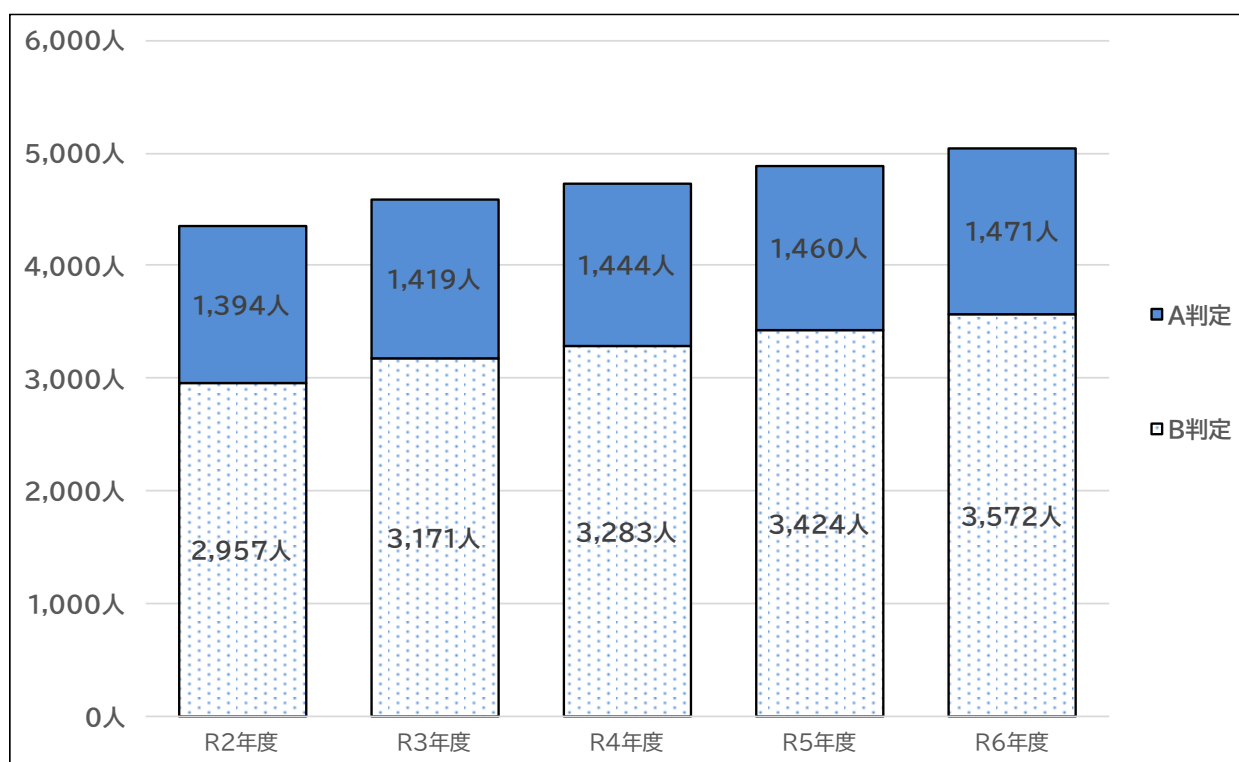
療育手帳交付者数の推移(障がい程度別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A判定	1,394	1,419	1,444	1,460	1,471
B判定	2,957	3,171	3,283	3,424	3,572
計	4,351	4,590	4,727	4,884	5,043

(注) A判定…重度・最重度 B判定…軽度・中度

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(3) 年齢区分別

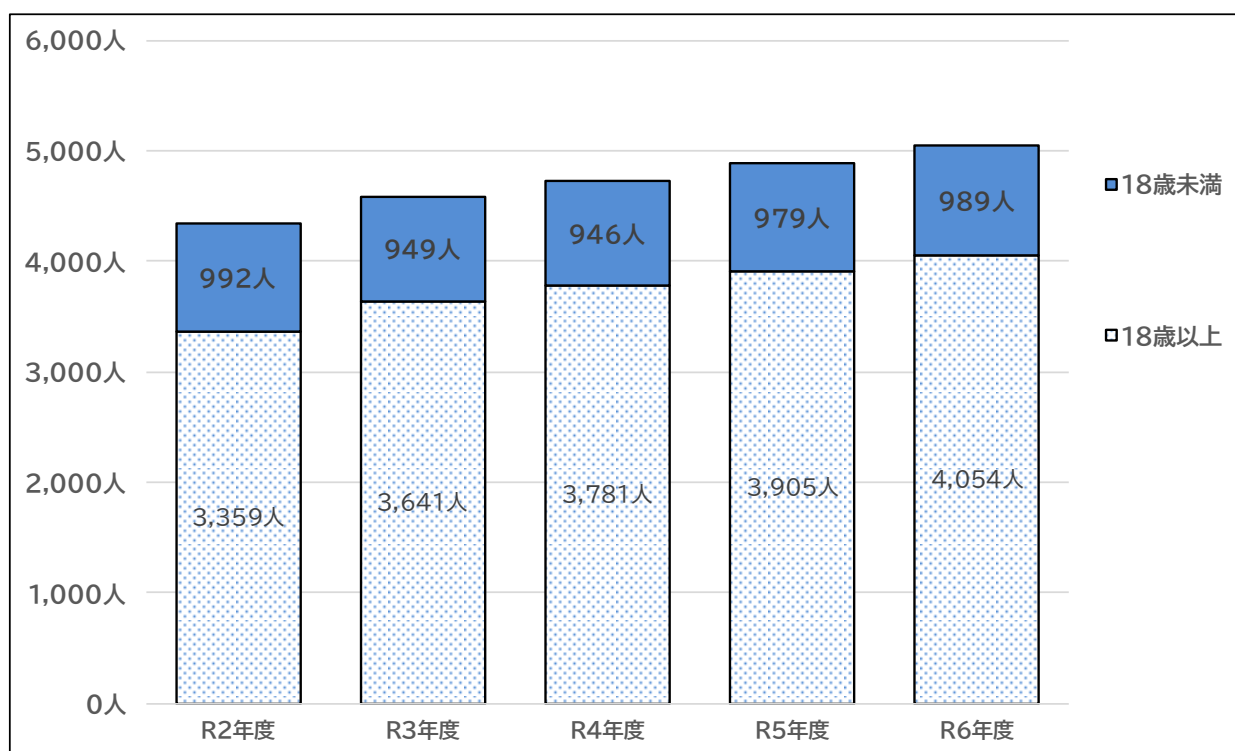
年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満が989人、18歳以上が4,054人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳未満	992	949	946	979	989
18歳以上	3,359	3,641	3,781	3,905	4,054
計	4,351	4,590	4,727	4,884	5,043

(各年度末現在)



(各年度末現在)

3 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

令和6年度末現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は3,975人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の令和2年度から令和6年度までの5年間の増加率は22.3%となっています。

(2) 障がい等級別

障がい等級別の内訳は、1級が260人、2級が2,164人、3級が1,551人となっています。令和2年度から令和6年度までで比較すると、1級は令和3年に減少して以降ほぼ横ばいですが、2級及び3級は増加しており、特に3級の増加率が高く50%を超えています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障がい等級別)

(単位：人)

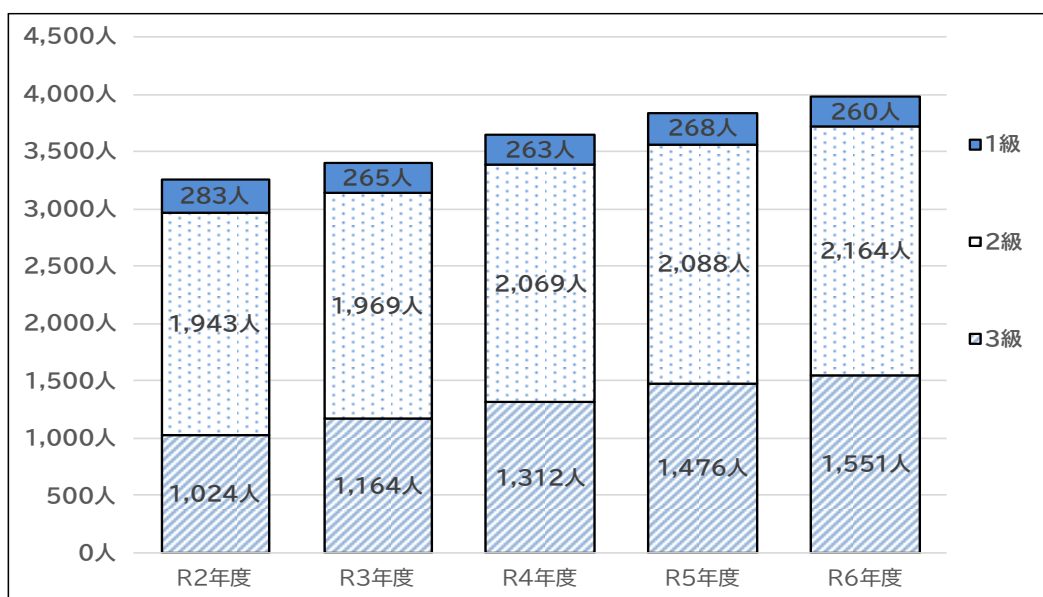
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	283	265	263	268	260
2 級	1,943	1,969	2,069	2,088	2,164
3 級	1,024	1,164	1,312	1,476	1,551
計	3,250	3,398	3,644	3,832	3,975

(各年度末現在)

(注) 1級...精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級...精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級...精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



(各年度末現在)

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

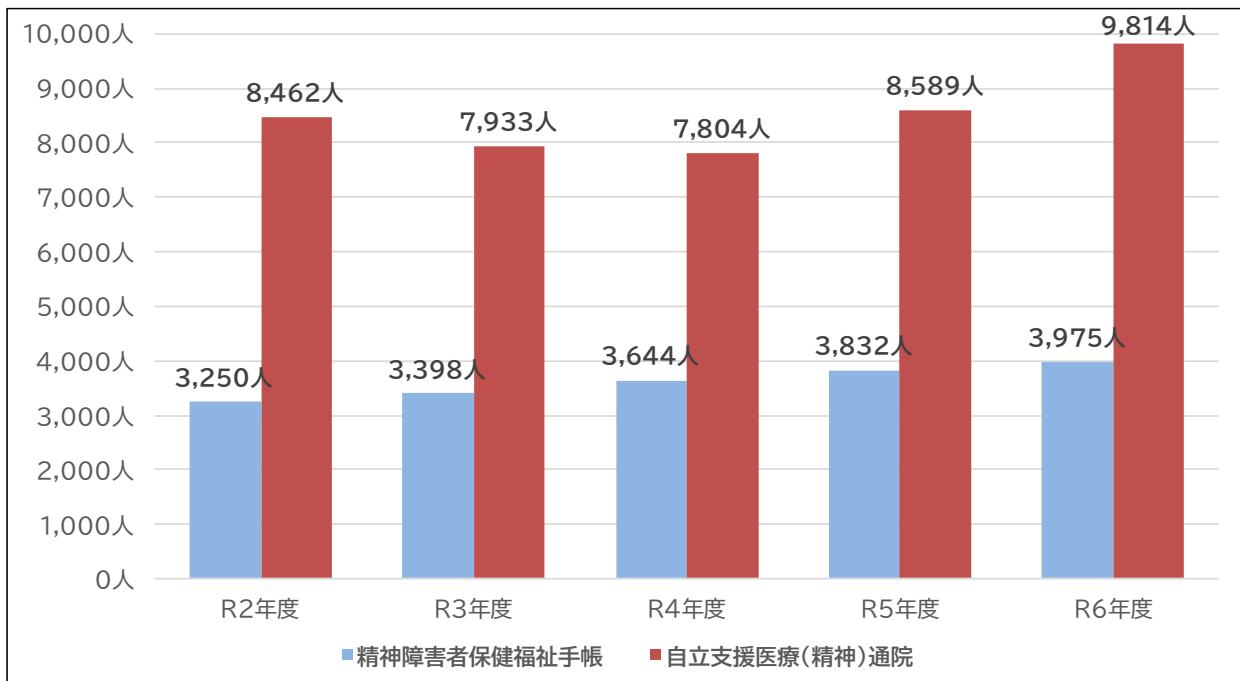
令和6年度末現在の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は9,814人となっています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移を見ると令和4年度まで減少し、令和5年度から増加に転じており、令和2年度と令和6年度を比較すると16.0%の増加となっています。

自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	8,462	7,933	7,804	8,589	9,814

(各年度末現在)



(各年度末現在)

(4) 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人の入退院届、自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の経由事務等で把握している精神障がいのある人の数は、令和6年度末現在で8,592人となっています。

精神障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳器質性精神障害	940	884	898	917	715
精神作用物質による精神及び行動の障害	223	200	191	197	179
統合失調症	2,927	2,819	2,674	2,748	2,210
気分（感情）障害	3,128	3,087	3,077	3,023	2,748
神経症性障害	866	868	842	880	891
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	19	19	22	24	19
成人の人格及び行動障害	31	28	31	34	29
知的障害	138	145	146	150	154
心理的発達の障害	430	366	337	333	307
小児期及び青年期の行動及び情緒障害等	195	177	185	186	182
てんかん	649	584	565	485	458
その他	197	372	510	1,109	700
計	9,743	9,549	9,478	10,086	8,592

※旭川市保健所調べ

(各年度末現在)

4 難病患者の状況

国においては、昭和 47 年に定めた「難病対策要綱」に基づき、特定疾患治療研究事業として 56 疾患を対象に医療費助成等が行われてきましたが、平成 27 年 1 月の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行により、医療費助成の対象疾病は年々拡大しており、令和 6 年 4 月からは 341 疾病、令和 7 年 4 月からは 348 疾病までに拡大されています。

難病法では、難病の定義を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とし、そのうち一定の要件を満たすものを指定難病として医療費助成の対象としています。

現在のところ、指定難病の 348 疾病に加え、国の定める特定疾患の 5 疾患及び道の定める特定疾患の 16 疾患が医療費助成の対象となっています。

本市における令和 6 年度末の特定医療費等の受給者証交付者数は 3,901 人で、交付者数の総数は増加傾向にあります。疾病別では、「パーキンソン病」が最も多く、次いで「潰瘍性大腸炎」、「シェーグレン症候群」となっており、4 次計画制定時と同様となっています。

また、小児慢性特定疾病については、昭和 49 年から小児慢性特定疾患治療研究事業が実施され、514 疾患（11 疾患群）を対象に医療費助成等が行われ、平成 17 年に児童福祉法が改正され小児慢性特定疾患治療研究事業が法定化され、平成 27 年児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことにより、対象疾病を拡大し、令和 7 年 4 月 1 日現在では、801 疾患（16 疾患群）が対象となっています。

令和 6 年度末の小児慢性特定疾患医療受給者数は 344 人で、人数はほぼ横ばいで推移しています。疾患別では「内分泌疾患」が最も多く、次いで「慢性心疾患」、「神経・筋疾患」の順となっています。

平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、一定の障がいのある難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の病気であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）については、障害福祉サービスを利用できるようになりました。当初は、130 疾病でしたが、徐々に拡大され、令和 7 年 4 月からは 376 疾病となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証交付数

(単位：人)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総数	3,731	3,704	3,860	3,865	3,901

※北海道調べ

(各年度末現在)

特定医療費（指定難病）等の受給者証交付者数（令和6年度）

1 特定医療費(指定難病)受給者証交付数

	区分	R6		区分	R6		区分	R6
1	球脊髄性筋萎縮症	5	40	高安動脈炎	19	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	3
2	筋萎縮性側索硬化症	20	41	巨細胞性動脈炎	7	80	甲状腺ホルモン不応症	-
3	脊髄性筋萎縮症	3	42	結節性多発動脈炎	8	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	6
4	原発性側索硬化症	-	43	顕微鏡的多発血管炎	43	82	先天性副腎低形成症	-
5	進行性核上性麻痺	24	44	多発血管炎性肉芽腫症	16	83	アジソン病	4
6	パーキンソン病	476	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	35	84	サルコイドーシス	89
7	大脳皮質基底核変性症	16	46	悪性関節リウマチ	10	85	特発性間質性肺炎	41
8	ハンチントン病	2	47	バージャー病	4	86	肺動脈性肺高血圧症	11
9	神経有棘赤血球症	-	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	5	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	5	49	全身性エリテマトーデス	208	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16
11	重症筋無力症	68	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	99	89	リンパ脈管筋腫症	-
12	先天性筋無力症候群	-	51	全身性強皮症	87	90	網膜色素変性症	48
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	118	52	混合性結合組織病	26	91	バッド・キアリ症候群	-
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	24	53	シェーグレン症候群	219	92	特発性門脈圧亢進症	1
15	封入体筋炎	5	54	成人発症スチル病	10	93	旧病名:原発性胆汁性肝硬変(～平成29年3月31日) 新病名:原発性胆汁性胆管炎(平成29年4月1日～)	81
16	クロー・深瀬症候群	2	55	再発性多発軟骨炎	1	94	原発性硬化性胆管炎	3
17	多系統萎縮症	44	56	パーチェット病	63	95	自己免疫性肝炎	54
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	106	57	特発性拡張型心筋症	81	96	クローン病	203
19	ライソゾーム病	6	58	肥大型心筋症	70	97	潰瘍性大腸炎	458
20	副腎白質ジストロフィー	1	59	拘束型心筋症	-	98	好酸球性消化管疾患	3
21	ミトコンドリア病	3	60	再生不良性貧血	38	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-
22	もやもや病	29	61	自己免疫性溶血性貧血	6	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-
23	プリオン病	-	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	101	腸管神経節細胞僅少症	-
24	亜急性硬化性全脳炎	1	63	特発性血小板減少症	89	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-
25	進行性多巣性白質脳症	-	64	血栓性血小板減少性紫斑病	4	103	CFC症候群	-
26	HTLV-1関連脊髄症	2	65	原発性免疫不全症候群	7	104	コストロ症候群	-
27	特発性基底核石灰化症	-	66	IgA 腎症	40	105	チャージ症候群	-
28	全身性アミロイドーシス	25	67	多発性嚢胞腎	47	106	クリオピリン関連周期熱症候群	-
29	ウルリッヒ病	-	68	黄色靱帯骨化症	8	107	旧病名:全身型若年性突発性関節炎(～平成30年3月31日) 新病名:若年性特発性関節炎(平成30年4月1日～)	4
30	遠位型ミオパチー	-	69	後縦靱帯骨化症	71	108	TNF受容体関連周期性症候群	1
31	ベスレムミオパチー	-	70	広範脊柱管狭窄症	3	109	非典型溶血性尿毒症症候群	-
32	自己食空胞性ミオパチー	-	71	特発性大腿骨頭壊死症	64	110	ブラウ症候群	-
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	-	72	下垂体性ADH分泌異常症	33	111	先天性ミオパチー	1
34	神経線維腫症	10	73	下垂体性TSH分泌亢進症	-	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-
35	天疱瘡	11	74	下垂体性PRL分泌亢進症	8	113	筋ジストロフィー	14
36	表皮水疱症	2	75	クッシング病	7	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	-
37	膿胞性乾癬(汎発型)	14	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	115	遺伝性周期性四肢麻痺	-
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	17	116	アトピー性脊髄炎	-
39	中毒性表皮壊死症	1	78	下垂体前葉機能低下症	50	117	脊髄空洞症	2

	区分	R6		区分	R6		区分	R6
118	脊髄髄膜瘤	-	157	スタージ・ウェーバー症候群	-	196	ヤング・シンブソン症候群	-
119	アイザックス症候群	-	158	結節性硬化症	2	197	1p36欠失症候群	-
120	遺伝性ジストニア	-	159	色素性乾皮症	-	198	4p欠失症候群	-
121	脳内鉄沈着神経変性症	-	160	先天性魚鱗癬	4	199	5p欠失症候群	-
122	脳脊へモジデリン沈着症	2	161	家族性良性慢性天疱瘡	-	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-
123	HTRA1関連脳小血管病	-	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	28	201	アンジェルマン症候群	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	163	特発性後天性全身性無汗症	3	202	スミス・マギニス症候群	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	164	眼皮膚白皮症	-	203	22q11.2欠失症候群	-
126	ペリー病	-	165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	204	エマズエル症候群	-
127	前頭側頭葉変性症	-	166	弾性線維性仮性黄色腫	-	205	脆弱X症候群関連疾患	-
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	11	206	脆弱X症候群	-
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	-	168	エーラス・ダンロス症候群	1	207	総動脈幹遺残症	-
130	先天性無痛無汗症	-	169	メンケス病	-	208	修正大血管転位症	1
131	アレキサンダー病	-	170	オクシピタル・ホーン症候群	-	209	完全大血管転位症	1
132	先天性核上性球麻痺	-	171	ウィルソン病	3	210	単心室症	1
133	メビウス症候群	-	172	低ホスファターゼ症	-	211	左心低形成症候群	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1	173	VATER 症候群	-	212	三尖弁閉鎖症	1
135	アイカルディ症候群	-	174	那須・ハコラ病	-	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-
136	片側巨脳症	-	175	ウィーバー症候群	-	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-
137	限局性皮膚異形成	-	176	コフィン・ローリー症候群	-	215	ファロー四徴症	4
138	神経細胞移動異常症	2	177	旧病名:有馬症候群(平成30年3月31日) 新病名:ジュベール症候群関連疾患(平成30年4月1日～)	-	216	両大血管右室起始症	3
139	先天性大脳白質形成不全症	-	178	モワット・ウィルソン症候群	-	217	エプスタイン病	-
140	ドラバ症候群	1	179	ウィリアムズ症候群	-	218	アルポート症候群	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	180	ATR-X症候群	-	219	ギャロウェイ・モワット症候群	-
142	ミオクロニー欠伸てんかん	-	181	クルーゼン症候群	1	220	急速進行性糸球体腎炎	8
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	182	アペール症候群	-	221	抗糸球体基底膜腎炎	2
144	レノックス・ガストー症候群	4	183	ファイファー症候群	-	222	一次性ネフローゼ症候群	62
145	ウエスト症候群	2	184	アントレー・ピクスラー症候群	-	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-
146	大田原症候群	-	185	コフィン・シリズ症候群	-	224	紫斑病性腎炎	4
147	早期ミオクロニー脳症	-	186	ロスマンド・トムソン症候群	-	225	先天性腎性尿崩症	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	-	187	歌舞伎症候群	-	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	188	多脾症候群	-	227	オスラー病	5
150	環状20番染色体症候群	-	189	無脾症候群	-	228	閉塞性細気管支炎	-
151	ラスマッセン脳炎	1	190	鰓耳腎症候群	-	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	2
152	PCDH19 関連症候群	-	191	ウェルナー症候群	2	230	肺胞低換気症候群	1
153	難治性顔回部分発作重積型急性脳炎	1	192	コケイン症候群	-	231	α1-アンチトリプシン欠乏症	1
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびてんかん性脳症	-	193	ブラダー・ウィリ症候群	1	232	カーニー複合	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	194	ソトス症候群	-	233	ウォルフラム症候群	-
156	レット症候群	2	195	スーナン症候群	-	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	-

	区分	R6
235	副甲状腺機能低下症	-
236	偽性副甲状腺機能低下症	-
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-
238	ビタミンD 抵抗性くる病/骨軟化症	4
239	ビタミンD 依存性くる病/骨軟化症	-
240	フェニルケトン尿症	1
241	高チロシン血症1型	-
242	高チロシン血症2型	-
243	高チロシン血症3型	-
244	メープルシロップ尿症	-
245	プロピオン酸血症	-
246	メチルマロン酸血症	1
247	イソ吉草酸血症	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-
249	グルタル酸血症1型	-
250	グルタル酸血症2型	-
251	尿素サイクル異常症	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-
253	先天性葉酸吸収不全	-
254	ポルフィリン症	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-
256	筋型糖尿病	-
257	肝型糖尿病	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-
260	シトステロール血症	-
261	タンジール病	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-
263	脳髄黄色腫症	-
264	無βリポタンパク血症	-
265	脂肪萎縮症	-
266	家族性地中海熱	8
267	高IgD症候群	-
268	中條・西村症候群	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	5
271	強直性脊椎炎	15

	区分	R6
272	進行性骨化性線維異形成症	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	2
274	骨形成不全症	1
275	タナトフォリック骨異形成症	-
276	軟骨無形成症	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	2
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	1
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	-
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	2
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-
283	後天性赤芽球癆	2
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-
285	ファンconi貧血	-
286	遺伝性鉄芽球形貧血	-
287	エプスタイン症候群	-
288	<small>旧病名:自己免疫性出血病XIII(平成29年3月31日) 新病名:自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(平成29年4月1日～)</small>	3
289	クローンカイト・カナダ症候群	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-
291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)	-
292	総排泄腔外反症	-
293	総排泄腔遺残	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	-
296	胆道閉鎖症	1
297	アラジール症候群	1
298	遺伝性膝炎	-
299	嚢胞性線維症	-
300	IgG4関連疾患	17
301	黄斑ジストロフィー	-
302	レーベル遺伝性視神経症	-
303	アッシュャー症候群	-
304	若年発症型両側性感音難聴	-
305	遅発性内リンパ水腫	-
306	好酸球形副鼻腔炎	89
307	カナパン病	-
308	進行性白質脳症	-

	区分	R6
309	進行性ミオクローヌスてんかん	-
310	先天異常症候群	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-
315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	-
316	カルニチン回路異常症	-
317	三頭酵素欠損症	-
318	シトリン欠損症	-
319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-
324	メチルグルタコン酸尿症	-
325	遺伝性自己炎症疾患	-
326	大理石骨病	-
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	1
328	前眼部形成異常	-
329	無虹彩症	-
330	<small>旧病名:先天性気管炎(平成30年3月31日) 新病名:先天性機関炎/先天性声門下狭窄症(平成30年4月1日～)</small>	1
331	特発性多中心性キヤッスルマン病	1
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	-
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	-
334	脳クレアチン欠乏症候群	-
335	ネフロン癆	-
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	-
337	ホモシスチン尿症	-
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	-
339	MECO2重複症候群	-
340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)	-
341	TRPV4異常症	-
	総数	3901

2 特定疾患医療費受給者証交付数（国指定疾患）

3 特定疾患医療費受給者証交付数（北海道単独事業）

	区分	R6
1	スモン	1
2	重症急性膵炎	-
3	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1
4	プリオン病（ヒト由来感想硬膜移植によるクワイツフェルト・ヤコブ病に限る）	-
5	重症多重症多形滲出性紅斑（急性期）	26
	総数	28

	区分	R6
1	シェーグレン症候群（道）	33
2	自己免疫性溶血性貧血（道）	-
3	先天性副腎皮質酵素欠損症（道）	-
4	アジソン病（道）	-
5	自己免疫性肝炎（道）	9
6	突発性難聴	6
7	ステロイドホルモン産生異常症	15
8	難治性肝炎	4
9	後縦靭帯骨化症（特例）	-
10	特発性間質性肺炎（特例）	3
11	肥大型心筋症（特例）	4
12	原発性硬化性胆管炎（道）	-
13	ウィルソン病（道）	-
14	胆道閉鎖症（道）	-
15	溶血性貧血	1
16	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-
	総数	75

小児慢性特定疾病医療費助成受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪性新生物	42	44	39	34	35
慢性腎疾患	29	29	25	34	30
慢性呼吸器疾患	17	16	11	10	12
慢性心疾患	40	44	40	46	47
内分泌疾患	67	73	69	62	55
膠原病	11	13	17	19	22
糖尿病	15	21	20	22	22
先天性代謝異常	10	13	7	9	9
血液疾患	10	10	10	9	9
免疫疾患	2	2	1	-	-
神経・筋疾患	48	48	44	45	41
慢性消化器疾患	25	34	35	31	37
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18	20	20	19	17
皮膚疾患	2	2	3	3	3
骨系統疾患	4	4	5	5	3
脈管系疾患	1	2	2	2	2
計	341	375	348	350	344

5 発達障がいのある人の状況

本市における自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいのある人の数は、精神障がいのある人の入退院届、自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請の経由事務等で把握しているものでみると、下表「発達障がいのある人の数の推移」のとおりとなっており、令和2年度から令和6年度までの減少率は21.8%となっています。しかしながら、診断名を有していなくても障がいが想定される場合があることから、正確な人数の把握は難しい状況にあります。

令和4年2月に文部科学省が実施した全国実態調査では、小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等により学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が約8.8%の割合で存在する可能性があるとして報告されています。

また、旭川市の小中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、自閉症・情緒障害学級の児童生徒は、令和2年から令和6年の増加率は22.3%となっています。

発達障がいのある児童生徒数が増加していることから、発達障がいとの診断等は受けられていないが、発達障がいの可能性がある方を含めると発達障がいのある人の人数は増加傾向にあると考えられます。

発達障がいのある人の数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
心理的発達の障害	430	366	337	333	307
小児期及び青年期の行動及び情緒障害等	195	177	185	186	182
計	625	543	522	519	489

※P12「精神障がいのある人の数の推移」から抜粋

(各年度末現在)

自閉症・情緒障害学級の児童生徒数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	872	861	979	996	1,028
中学校	331	351	400	410	443
計	1,203	1,212	1,379	1,406	1,471

※旭川市教育委員会調べ

(各年5月1日現在)

第2章 各論

第1節 その人らしさを尊重し合う地域社会の推進



I 理解

1 障がいのある人への理解の促進

現状と課題

○ アンケート「市民の理解」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
かなり深まったと思う	3.2(3.8)	4.8(5.2)	2.8(3.2)
ある程度深まったと思う	27.1(27.8)	17.4(18.0)	13.2(13.6)
あまり深まったとは思わない	20.9(24.7)	23.6(29.5)	27.4(27.7)
まったく深まったとは思わない	8.7(10.7)	12.7(10.7)	21.7(21.7)
どちらとも言えない	30.0(32.9)	34.5(36.5)	31.6(33.9)
無回答	10.1(-)	7.0(-)	3.3(-)

(注) ()内は4次計画策定時のアンケート結果。4次計画策定時は、無回答を集計していない。
以下、表において同じ。

障がいのある人に対する市民からの理解について、前回の4次計画策定時から深まっているとは言えません。

障がい種別でみると、知的障がい者及び精神障がい者で、市民の理解が深まっていないと思っている割合が高い傾向にあります。

これは、見た目からは障がいの有無が分かりづらく、一人一人障がいの特性が異なることなどによる影響と考えられます。

- 障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を実効性あるものにしていくには、障がいのある人に対する市民の理解が必要であるほか、障がいに対する差別や偏見を無くす必要があります。

- 国は、ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザイン(※1)のまちづくり」について実行してきました。

行動計画における「心のバリアフリー」とは様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要であるとしています。

また、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の3点を掲げています。

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
 - ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
 - ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションをとる力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。
- ただし、アンケート結果から、本市においては十分に浸透しているとは言えません。

（※1）ユニバーサルデザインとは、すべての人が利用しやすいように設計をするという考え方

○ アンケート「障がい者に対する市民の理解が深まるために必要なこと」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
教育の充実	41.1	43.9	42.8
「障害者週間記念事業」などのイベントの充実	13.9	17.6	13
スポーツ・レクリエーション・文化活動などの場の充実	17.9	20.7	13.2
福祉出前講座や講演会の開催	21.7	19.3	22.7
ボランティアの育成	32.8	27.6	20.9
とくにない	25.5	25.9	30.4
その他	6	6.5	6.7
無回答	19.3	8.2	7.3
無効	-	0.5	-

○ アンケート「障がい者への理解を促進するために必要な取組」

(%)

	障がいのない人
こどもに対する福祉教育に力を入れる	34.1
障害のある児童生徒とない生徒が相互作用を深める交流教育を促進する	41.4
市民対象の福祉講座や講演会を開催する	8.7
スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通じて障がいのある方とない方とのふれあいの機会を増やす	33.1
障がい者団体の活動をPRする	12.7
障がいのある方に対するボランティア活動を育成・支援する	23.2
地域において障がいのある方とない方との交流を深めるイベントを実施する	17.3
市の広報紙で障がいのある方への理解を深めるための広報を推進する	14
市のウェブサイト（ホームページ）、SNSで障がいのある方への理解を深めるための広報を推進する	6.6
テレビ・新聞等マスメディアに障がいのある方への理解を深めるための報道を依頼する	12.6
市の職員に対して研修を実施する	16
とくにない	8.7
その他	2.4
無回答	2.1
無効	2.1

交流教育や福祉教育など、子どもを対象とした取り組みへの期待が高いことが示されています。これは、障がいに対する理解や共生の意識を育むには、早期からの教育が効果的であると考えている市民が多いことを示しています。

また、「スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通じて障がいのある方とない方とのふれあいの機会を増やす」とする回答も多く、形式的な啓発よりも実体験を通じた理解促進に効果があると考える市民も多いことを示しています。

- 本市は、ノーマライゼーション（※2）の理念の浸透を図ることを目的として障害者週間記念事業（※3）や精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施するとともに、地域、学校、企業等からの要望に応じて、障がいのある人や意思疎通支援者を派遣する各種出前講座を実施することにより、障がいのある人に対する理解の浸透を図っています。

また、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることを目的としている「ヘルプマーク」や、緊急時や災害時等に必要な配慮事項を記載した「ヘルプカード」の周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人等への理解促進も図っています。

そして、障がい者福祉施策の推進に対しては、障がいのある方の意見を聴取し、反映することが重要です。

（※2）ノーマライゼーションとは、障がいのある人が特別に区別されることなく、社会の中で他の人達と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

（※3）障害者週間とは、障害者基本法で定める基本原則に関する関心と理解を国民の間に広め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、同法第9条で12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と設定している。

施策の方向

様々な障害の特性や障がいのある人の困りごとを理解し、必要な配慮や支援を行える、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けた、取組を実施するとともに、障がいのある方が自身のことを発信できる環境を整備し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

具体的施策

- （1） 障害者週間記念事業の実施
障害者週間記念事業に市民の参加を促進し、障がいや障がいのある人への理解促進など、啓発に努めます。
- （2） 精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業の実施
スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、精神障がいのある人の地域への社会参加と地域住民との交流を促進するとともに、地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図る精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業を実施します。

(3) 発達障害啓発事業の実施【新規】

自閉症を含む発達障害に関する展示、市役所総合庁舎などをブルーライトアップするなどの普及啓発活動を関係団体とともに実施することで、地域住民に対し、自閉症を含む発達障害に対する理解を促進します。

(4) 手話言語普及促進事業の実施【新規】

「手話言語の国際デー（※4）」及び「手話の日」に、常盤ロータリータワーをブルーライトアップすることで、市民に対し手話言語や聴覚障害に対する意識啓発を行います。

(※4) 手話言語の国際デーとは、平成 29 年 12 月に国連総会で決議され、毎年 9 月 23 日に、手話が音声言語と対等な言語であることを認識し、ろう者の人権保障と手話文化の尊重を促進するために定められた国際的な日。また、「手話に関する施策の推進に関する法律」により、同日を「手話の日」として定めている。

(5) 障がいに係る啓発デーの周知【新規】

「世界てんかんの日（※5）」などの障がいに係る啓発デーの周知を関係団体と協力して行うことで、様々な障害に係る啓発を行います。

(※5) 世界てんかんの日とは、国際てんかん協会及び国際抗てんかん連盟により定められ、平成 27 年から毎年 2 月の第 2 月曜日にてんかんに関する理解向上を目的として定められた国際的な日。

(6) 各種出前講座の実施

障がいや障がいのある人について理解と関心を高め、思いやりや社会奉仕の心を育むことができるようにするとともに、福祉教育の推進のため障がいのある人が自らの体験や障がいについて講話を行う福祉出前講座（車いす、盲導犬、障がい者スポーツ）や手話の普及及び聴覚障がいのある人への理解を促進する手話出前講座を実施します。

(7) ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の推進

外見から分かりづらい障がいのある人等にヘルプマーク及びヘルプカードを配付するとともに、ヘルプマーク等の理解・啓発に努めます。



(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)

年 月 日付印	
氏 名	(男・女)
住 所	
生年月日	年 月 日 血液型(型) 助 + -
障がい名・病名等	
かかりつけ医療機関	〒: - - (主治医)
緊急連絡先	
第1連絡先	続柄
電:	
第2連絡先	続柄
電:	

(8) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進

様々な行政施策に障害のある人の意見が十分反映されるようにするため、障がいのある人が本市附属機関等に委員として参画するなど、意見聴取の場を設け、障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与を推進します。

(9) 交流及び共同学習の推進

障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を受けながら、できるだけ障がいのない児童生徒と共に過ごしたり交流したりできる教育を推進します。

Ⅱ 差別の解消・権利擁護

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

- アンケート「障がい者を理由に差別を受けたり、悲しく嫌な思いをしたこと」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
よくある	3.4(5.5)	11.4(16.0)	12.9(14.4)
時々ある	16.5(17.7)	34.2(36.6)	34.4(34.8)
ほとんどない	35.6(35.4)	23.1(18.4)	23.9(19.7)
まったくない	37.3(41.3)	23.8(29.1)	26.1(31.1)
無回答	7.2(-)	7.6(-)	2.8(-)

- アンケート「差別を受けたと感じた場面」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
いやなことを言われた	42.9(44.5)	60.3(59.2)	65.2(69/.7)
仲間はずれにされた	11.7(10.4)	25.5(27.9)	25.5(27.6)
じろじろ見られた	44.2(46.8)	49.0(47.8)	34.2(35.3)
暴力をふるわれた	1.3(1.3)	10.2(9.6)	8.1(7.5)
施設の利用や交通機関への乗車拒否をされた	4.2(7.4)	4.2(2.7)	5.2(4.2)
住まいを探すとき	7.1(7.7)	4.0(3.8)	10.4(7.7)
その他	20.4(15.7)	24.9(6.3)	17.4(18.9)
無回答	51.3(-)	10.5(-)	12.2(-)

身体障がい者よりも知的障がい者と精神障がい者の方が差別を受けたり、嫌な思いを経験した割合が高く、社会的な理解や支援の不足が背景にあると考えられます。

差別の内容としては、言葉や視線、仲間外れなど、日常生活の中で発生しており、障がいに対する偏見があると考えられます。

- アンケート「身近な社会に障がいのある人に対する差別や偏見があると思うか」

(%)

	障がいのない人
大いにある	18.1(18.2)
多少はある	56.0(55.3)
ない	9.1(15.0)
わからない	15.9(11.5)
無回答	0.9(-)

多くの市民が障がい者に対する差別の存在を認識していることがわかります。

これらは、日常生活の中で明確な差別行為でなくても、無意識の偏見や制度的な不平等を感じている可能性があり、障がい者に対する社会的な距離感や、理解不足による排除的な態度があるためと考えられます。

また、「わからない」との回答が一定数あることから、差別の定義や認識が人によって異なることが理由と考えられることから、差別についてわかりやすく周知する必要があります。

○ アンケート「障害者差別解消法を知っているか」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がいのない人
知っている	16.1(18.8)	15.1(20.1)	12.5(16.2)	21.1(20.2)
知らない	77.8(81.2)	81.3(79.9)	84.7(83.8)	77.1(79.8)
無回答	6.1(-)	3.5(-)	2.8(-)	1.7(-)

障害のあるなしにかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け「障害者差別解消法」が施行されておりますが、障がいのあるなしに関わらず認知度はかなり低い状況となっております。

差別のない社会づくりには、障害者差別解消法の内容や意義の理解が不可欠であるため、法の周知と理解促進を図る必要があります。

○ 改正された障害者差別解消法により、令和6年（2024年）4月1日から行政機関のみならず、民間事業者において合理的配慮の提供が法的に義務化されました。

これにより、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。

○ 合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じ、相互理解を深め、ともに対処案を検討していくことが重要であり、双方がこの考えを理解する必要があります。

○ 本市は、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や地域における関係機関の連携、普及・啓発活動の実施を行う必要があります。

施策の方向

障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を促進するため、普及・啓発活動を推進します。

具体的施策

(1) 普及・啓発活動の実施

障がい者を理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者の障がいや障がいのある人への理解と関心を深めるための普及・啓発を積極的に実施するとともに、合理的配慮の提供についても普及・啓発に努めます。

(2) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携

障害福祉課が相談窓口となって対応し、相談の内容に応じて、北海道が設置する上川圏域障害者差別解消支援地域協議会とも連携しながら解決を図ります。

また、本市においても障害者差別解消支援地域協議会の設置について検討を行います。

(3) 行政サービス等における配慮【拡充】

障害者差別解消法に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に取り組むため、基本的考え方や具体例、相談体制などを内容とする本市職員の対応要領に基づき、職員が障がいに関する知識や理解を深めることで、障がい特性に応じた円滑なコミュニケーションや情報提供に努めます。

総合庁舎及び各支所の窓口において、筆談に対応する旨のマークの掲示や総合庁舎1階、2階の窓口において軟骨伝導式イヤホンを設置し、中途難失聴者や耳の聞こえにくい方に対する配慮を実施します。

また、選挙の投票所内において、点字の候補者名簿、意思表示が困難な方等が要望を伝える投票支援カードや指さし等で要望を伝えるコミュニケーションボードを配置しているほか、簡易スロープの設置などのバリアフリー化や支援を要する方に対する介添えや聴覚障害のある方に対する筆談等を行うとともに代理投票を実施します。

このほか、音声による選挙公報の発行、指定病院等における不在者投票や郵便等による不在者投票を実施します。

2 権利擁護の推進

現状と課題

- 国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、障がい者を雇用する事業主などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどを内容とする障害者虐待防止法が制定されました。本市では、障がい者虐待に関する通報や相談の窓口として、平成24年10月に旭川市障害者虐待防止センターを設置しています。
- 高齢化が進行する中、判断能力が不十分な障がいのある人等に対する権利擁護に関する事業や財産管理を支援する制度等の利用の促進を図り、地域において安全・

安心に生活を送ることができるよう支援することが必要です。

日常生活自立支援事業では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの支援が実施されています。

- 旭川成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談や手続の支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。また、長期的な支援や多様な特性への対応が必要な障がいのある人等には、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用な場合があります。

施策の方向

障がいのある人の権利擁護を促進するため、各種制度の普及を図るとともに、行政、地域、事業者等が一体となって、これらの制度を利用しやすいものとするよう取組を行います。

具体的施策

(1) 障害者虐待防止センターの運営

旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な助言・指導を行います。

また、周知・啓発を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めるとともに、障がい者福祉施設内での障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に関しては、障がい者福祉施設の指導監査機関と連携した対応を行います。

(2) 相談窓口間の連携による問題解決

障がい者、高齢者、子ども・子育て、生活困窮者など市役所各相談窓口における連携はもちろんのこと、関係機関との連携をとりながら、権利擁護に係る問題解決や、相談者がより良い支援を受けられるよう努めます。

また、旭川市自立支援協議会を通じて、様々な関係機関との連携強化に取り組みます。

(3) 日常生活自立支援事業への協力

地域において障がいのある人が安全で安心して生活を送ることができるよう実施主体である社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の普及等に努めます。

(4) 成年後見制度等の普及

旭川成年後見支援センターにおいて、制度の普及・啓発の推進及び市民後見人の養成に努めるほか、国の方針に基づき権利擁護に関わる支援策に取り組めます。

3 地域福祉活動の推進

現状と課題

- 旭川市では、令和6年3月に第5期旭川市地域福祉計画を策定し、「普段の暮らしの中で 誰もがその人らしく しあわせに生きるための あたたかいつながりが育まれる地域」を基本理念とした各種取組を推進しています。
- アンケート「地域・近隣つきあい」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
地域の行事や活動に積極的に参加している	12.5(14.0)	6.9(7.3)	3.2(5.4)
用事を頼める程度のつきあいはしている	12.5(14.6)	3.9(4.1)	5.7(13.9)
世間話をする	33.9(37.6)	6.9(12.2)	14.3(13.9)
会ったときはあいさつをする	76.5(75.3)	58.1(59.9)	58.5(60.3)
つきあいはしていない	16.4(19.3)	40.4(37.5)	41.3(31.7)
その他	1.7(0.5)	1.9(1.8)	1.5(2.4)
無回答	9.2(-)	5.8(-)	2.6(-)

前回のアンケート結果よりも地域活動への参加等、地域・近隣住民との交流が減少しています。

コロナ禍を経て、地域の行事自体の減少や生活様式の変化などの影響が残っている場合も考えられますが、障がいのある人が地域で孤立しないような取組が重要です。

- 地域における人と人のつながりが希薄となり、町内会の加入率は年々低下していますが、町内会、地区市民委員会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進協議会等が取り組む地域福祉活動の果たす役割は大きく、引き続きその活性化や活動の支援を図っていく必要があります。一方で、地域福祉活動の担い手の高齢化等により、担い手が不足しているため、担い手の確保が課題となっています。

施策の方向

障がいのある人もない人も地域社会において、心から受け入れられ、また支え合いの中で参画するという、ノーマライゼーションの理念による地域福祉活動を推進します。

具体的施策

(1) 地域交流の促進【拡充】

地域における交流の場を提供する団体等を支援し、障がいのある人とない人の交流を促進します。

また、令和7年度から障害者入所施設やグループホームにおいて地域連携推進会議の実施が義務化されたことから、地域との関係性が構築され、利用者に対する理解が促進されます。

(2) 地域福祉活動の推進【拡充】

令和4年4月に施行した「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」により、市の責務、社会福祉協議会や関連団体等の役割を設定し、誰もが安心して充実した幸せな生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(3) ボランティア活動への支援

障がいのある人に対してボランティア活動を行う団体に対して、旭川市社会福祉協議会等と連携をとりながら、ボランティア活動についての適切な情報の提供を行うなど、その活動を支援します。

(4) 民生委員・児童委員に対する研修の実施

新たに厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修のほか、民生委員・児童委員活動をより充実したものとするために必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を実施します。

(5) 旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の周知

旭川市社会福祉協議会との協働により策定した、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画」について、世代に関わらず地域における支え合いの重要性を認識し、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう各地域活動団体や小中学校での出前講座を実施することで、周知を行います。

第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実



I 生活支援

1 相談支援体制の整備

現状と課題

- 本市では、障がいのある人に対する相談・情報提供・生活支援等のため、旭川市障害者福祉センターおびつた内に、旭川市障害者総合相談支援センターを設置しています。おびつた内には、かみかわ相談支援センターねっと、北海道発達障害者支援道北地域センターきたのまち及び上川中南部就業・生活支援センターきたのまちが設置されているほか、旭川市小児慢性特定疾病相談室及び旭川市医療的ケア児等総合相談室を設置しており、障がいに係る相談機関が集積しています。

このほか、行政の相談機関としては、旭川市、旭川市教育委員会、北海道旭川児童相談所、旭川公共職業安定所等があり、地域に、民生委員・児童委員がいます。

それぞれの相談に適切に対応することで悩みや不安を解消し、問題を解決していくために、各機関の専門性を高めつつ連携をすることで、いつでも、どこでも、安心して相談できる体制が必要になっています。

- 障害者総合支援法に基づいて設置する協議会として、旭川市自立支援協議会（※6）（以下「自立支援協議会」という。）を設置しています。自立支援協議会では、相談支援専門員が中心となって、本市における障害者福祉の地域課題を共有し、解決していくため毎月定例で会議を開催しているほか、専門部会や必要に応じたプロジェクトチームを設置して地域課題の解決に取り組んでいます。

（※6）自立支援協議会とは、障害者総合支援法に基づき、地域における障害福祉に関するシステムづくりや支援体制の整備を目的として、市町村や都道府県に設置される協議の場

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者支援施設に入所している方や精神科病院に長期入院している方などの地域移行を促進するため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者本人やその家族の緊急事態に対応する拠点機能（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備しましたが、その機能を充実させる必要があります。

施策の方向

障がいのある人やその家族の不安や問題を解決するため、障がいのある人等が相談しやすい支援体制の構築とともに、地域生活支援拠点等の充実に向けた取り組みを行います。

具体的施策

- (1) 旭川市障害者総合相談支援センターの機能強化
旭川市障害者総合相談支援センターの専門性を生かし、地域の障害者相談支援体制の構築するため、特定指定相談支援事業所等との連携を強化し、困難事例等への対応を強化します。
- (2) 相談支援機関の連携強化・体制の充実【拡充】
自立支援協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関との連携を密接にし、児童から高齢者まで障がいのある人一人一人への連続した支援ができるよう相談体制を強化します。
また、令和5年度から市内を4地域に分け、障がいのある方からの一般的な相談に対応する相談支援体制を構築したほか、令和6年度から旭川市医療的ケア児等総合相談室を開設し、相談支援等を実施しており、今後も障がい児者の支援に対する体制の充実を図ります。
- (3) 地域生活支援拠点等の充実
「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の各機能について、連携を強化し、充実したものにします。

2 サービスの質と量の充実

現状と課題

- 平成18年4月の障害者自立支援法の施行後、本市では、障害福祉サービス、障害児通所支援及び計画相談支援（以下、「障害福祉サービス等」という。）に係る事業費が常に増加しており、本市における障害福祉サービス等の提供体制が拡大しています。
しかし、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいなど重度の障がいのある人が利用できる事業所が限られるなどの依然として課題もあります。
- 相談支援専門員不足が続き、全ての障害福祉サービス等利用者にサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する体制を構築するまでには至っていません。

施策の方向

障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点から、医療的ケアが必要な人や重度の障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の質と量の充実に努めます。

具体的施策

(1) 不足している障害福祉サービス等の改善

医療的ケア・行動障がい等、専門的な対応を必要とする重度の障がいのある人が利用できる障害福祉サービス等の量の充実のほか、介護者の急病時や障がい児が利用できる短期入所先の確保に努めます。

また、指定特定相談支援事業者の拡大を図り、障がい福祉サービス等利用者が計画相談を利用でき、適切なサービス利用ができる体制の構築を目指します。

(2) 障害福祉サービス等の質の確保【新規】

障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。

また、自立支援協議会や旭川市障害者総合相談支援センターなどで開催する各種研修等により、相談支援専門員及び支援員のスキル向上など障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施します。

(3) 地域生活支援拠点等の充実【再掲】

「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の各機能について、連携を強化し、充実したものにします。

3 障がい特性に配慮した支援

現状と課題

- 平成24年に改正された障害者基本法では、障がい者が受ける制限は機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し、発達障がいや難病等に起因する障がいが含まれることを明確化しています。
- 障がいは多様化しており、身体障がい、知的障がい及び精神障がいに加え、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、特性が異なるため、それぞれに配慮した支援が必要となります。

施策の方向

障がいが多様化していることを踏まえ、障がいに対する理解を深め、必要な支援が行えるよう努めます。

具体的施策

- (1) 発達障がい児者への支援
北海道発達障害者支援道北地域センターきたのまちと連携し、発達障がい児者とその家族が安心した地域生活を送れるよう、相談に応じ、助言等を行っていきます。
- (2) 難病相談事業等の推進
難病患者やその家族に対する相談や患者会への支援を通じて難病患者の療養生活の支援を推進します。
- (3) 高次脳機能障がいについての啓発の推進
高次脳機能障がいについての講習会の企画・運営に参画し、市民理解の促進を図るため、家族会と連携して啓発活動を推進します。
- (4) 各種研修会・講習会等への支援
発達障がいや難病、高次脳機能障がいのある人等で構成する団体が主催する各種研修会・講習会等への参加を広く市民に働きかけ、障がいについての理解の促進に努めます。

4 安定した生活の支援

現状と課題

- 障がい者アンケート調査で充実してほしい障がい者施策として割合が高いものの一つに「障がいのある方の各種手当の充実、医療費の軽減」があります。ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤の確立が不可欠です。
- 年金や手当等の給付制度、経済的負担の軽減に係る各種制度等の充実及び周知を図ることが求められています。
- 障がいのある人や難病患者の日常生活上の便宜を図るための用具や失われた身体機能を補うための補装具の支給費が物価高騰等のため増加しています。

- 地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保が必要ですが、障がいの特性や経済的な課題等により入居が困難な場合があります。

施策の方向

障がいのある人の経済的・社会的自立を支援するため、社会保障制度等の利用の促進を図るとともに、日常生活上の便宜を図るための用具の支給や支援及び住まいの確保に関する施策を推進します。

具体的施策

- (1) 各種制度の利用の促進
各種年金や手当の支給、医療費の助成等について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図ります。
- (2) 外出や移動の支援【拡充】
福祉タクシーチケット等の助成や精神障がい者の市内バス乗車料金の助成など、外出や移動に関する費用の一部助成を行います。
また、移動支援サービスの充実を図ります。
- (3) 国への所得保障の要望
障がいのある人の所得保障は国の責務である、との視点に立ち、必要に応じて国に要望します。
- (4) 日常生活用具の給付や補装具の支給【拡充】
障がいのある人のニーズなどに応じ、適切な給付が行えるよう日常生活用具の追加や見直しを図るとともに、補装具の支給を適切に実施します。
- (5) 住まいの安定確保に対する支援
旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会（住まいサポートあさひかわ）において、高齢者や障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する方の、民間賃貸住宅への円滑な入居に当たって課題となる事柄について、その解決に向けた協議・検討を行うとともに、民間賃貸住宅の物件情報提供などの入居支援を行います。
また、市営住宅において身体障害者・高齢者向け住宅の整備を行います。

Ⅱ 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

- アンケート調査では身体障がいとなった原因は「疾病」が最も多く、49.8%となっています。
このことから、疾病に係る予防や早期発見が必要と考えられます。
- 本市では、乳幼児の健やかな成長及び発達を促すため、母子健康手帳交付時の相談支援を始め、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児の健康相談、乳児股関節脱臼検診等の実施、費用助成を行っています。
令和3年7月から10か月児健康診査を開始し、令和7年度は5歳児健康診査の実施に向けてモデル事業を行っています。
また、支援が必要と判断された場合は、早期に医療機関等と連携を図りながら、妊産婦、乳幼児に必要な支援を行っています。
- 市民の健康寿命の延伸を目指し、生涯を通じて健やかで心豊かな生活が送れるよう、食生活や運動、喫煙等の生活習慣の見直しや改善に取り組み、疾病の発症を予防する「一次予防」を中心とした取組が必要です。

施策の方向

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る身体及び精神の健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

具体的施策

(1) 障がいの早期発見【拡充】

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査等、母子保健法に基づく保健事業を推進するとともに、令和8年度からの5歳児健康診査を本格実施します。

また、障がいの疑いが見られる乳幼児に対し、医療機関への受診勧奨を行うとともに、必要に応じて療育機関の利用に係る助言を行います。

(2) 子育て支援の推進

子育て家庭への相談、情報提供等を通し、障がいのある乳幼児の保護者の不安軽減を図ります。

(3) 疾病予防対策の充実

市民の健康づくりと生活習慣病の発症や重症化予防のため、各種健診を始め、健康相談や健康教育等の保健事業を実施するとともに、知識の普及啓発やあさひかわ健幸アプリの利活用を推進します。

2 保健・医療の充実等

現状と課題

- 保健・医療サービスは、障がいによる機能低下の軽減、二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーション等、障がいのある人の自立を支援するために重要な意義があり、適切なサービスが受けられるよう、必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。また、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中、福祉サービスの提供とともに、保健・医療サービスを一体的に提供することで、障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。
- 難病を有する人に対しては、国や北海道で指定した希少難病について、医療費の一部又は全部を国と北海道で助成しています。また、本市においては特定医療費(指定難病)等の支給申請受付業務や難病相談、患者会への支援等を実施していますが、今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し、地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

施策の方向

障がいの早期発見及び障がいに対する医療の提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい、合併症及び感染症の防止を図るとともに、障がいのある人に対応した適切な保健サービスを提供します。

具体的施策

(1) 保健事業等の推進

障がいの予防又は軽減等を図るための一環として、各種健診等の保健事業を推進し、疾病の発症や重症化予防、健康増進を図ります。

(2) 医療費の給付等

医療が必要な障がいのある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、重度心身障害者医療費助成、自立支援医療の給付や精神障害者医療費助成などの公費による医療費の給付等行います。

(3) 歯科保健・医療の推進

障がいのある人が適切な歯科医療や歯科保健指導が受けられるよう、受診可能な歯科医療機関の情報提供などに取り組み、かかりつけ歯科医の活用について普及を図ります。

また、専門的な知識と技術を必要とする障がい者に対する歯科診療体制を確保するため、道北口腔保健センターで診療を行い、障がいのある人の歯の健康づくりを支援します。

(4) 受診しやすい環境の整備

聴覚障がいのある人が受診時にコミュニケーションを円滑にとることができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

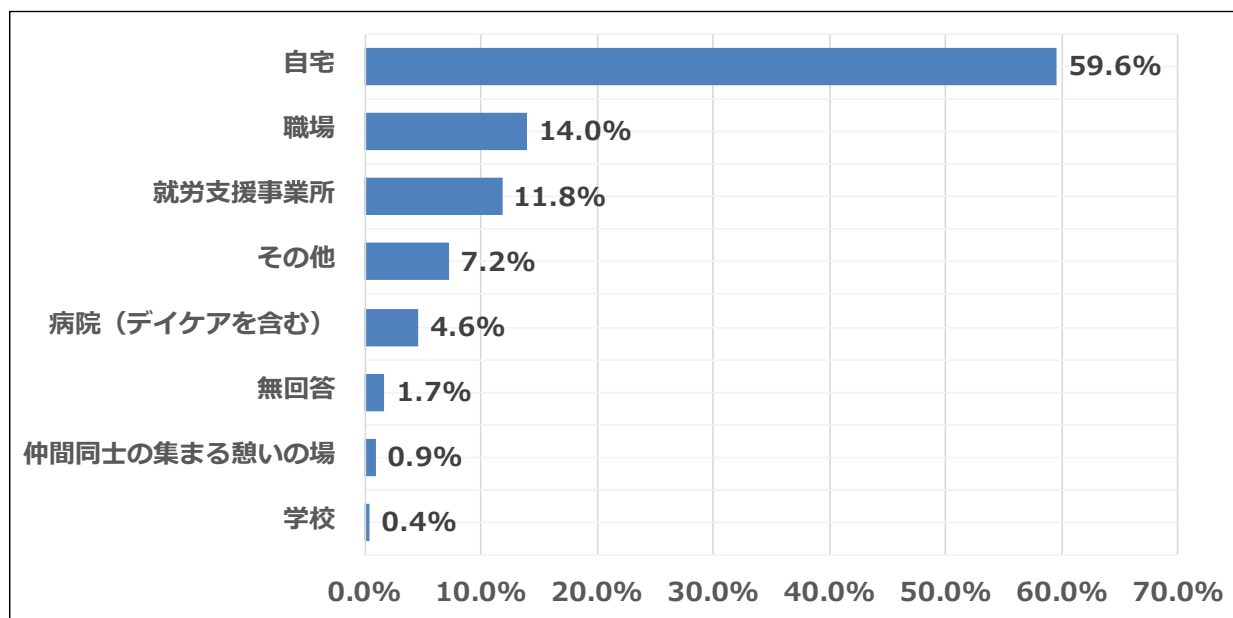
(5) 難病を有する人への保健・医療の充実

難病を有する人が地域で安心して生活できるよう、難病相談支援事業を通じ、医療機関や関係団体との連携を強化し、在宅の難病患者に対するきめ細やかな療養支援を推進します。

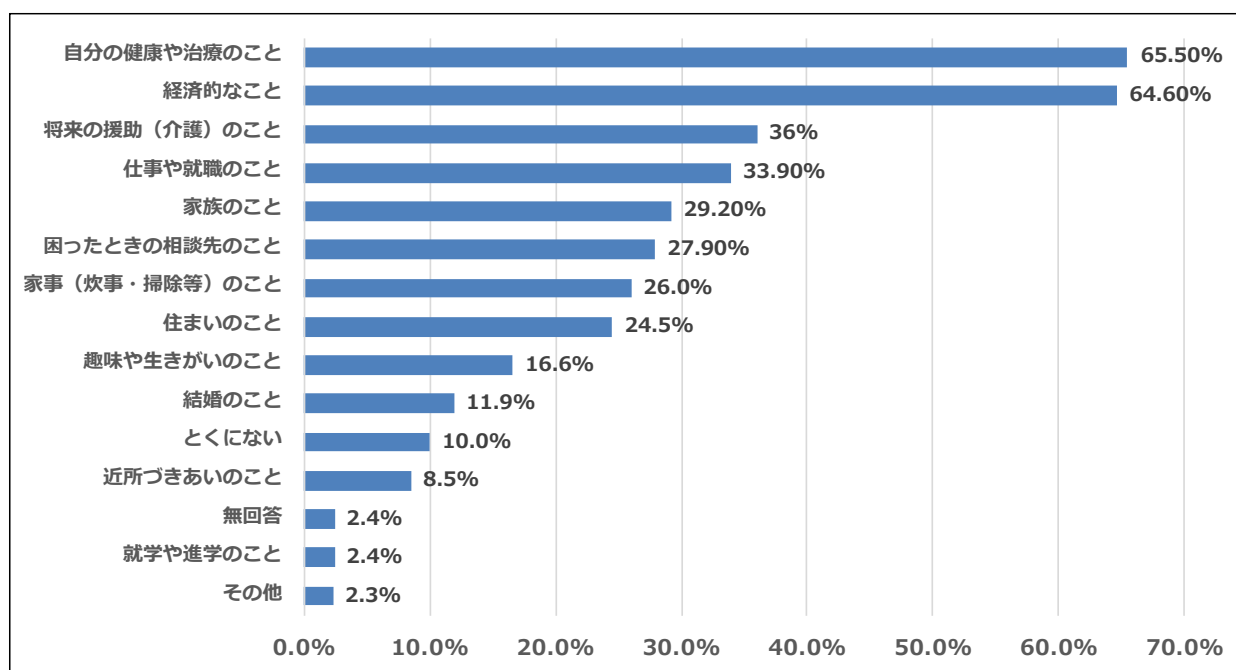
3 精神保健・医療の提供等

現状と課題

○ アンケート「日中、おもにどこで過ごしていますか」



○ アンケート「悩んでいることや不安なことはありますか。」



精神障がいのある人は、半数以上が自宅にいることが多く、また、自身の健康・治療のこと、経済的なことに不安を感じている人が多くなっています。

安心した生活を営むには、社会参加に関する支援と疾病に対する支援が必要と考えられます。

- 精神障害者保健福祉手帳の交付数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加傾向にあり、多種多様な支援が必要となっています。
- 精神障がいに対する理解が希薄であることのほか、精神科への受診に時間を要する場合があります、適切な診断や治療が受けられないことがあります。

施策の方向

精神障がいに関する市民の理解及びメンタルヘルスの増進に向けて取り組むとともに、支援について保健・医療・福祉の連携強化の取組を実施します。

具体的施策

- (1) 精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰でもかかる可能性のある疾患であり、メンタルヘルスに関する普及啓発を行います。

また、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図るため、精神障害者地域社会参加ふれあい・交流事業、精神障がいに係る講演会などあらゆる機会を通じて、普及啓発を実施します。

(2) 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体の健康を害する人、うつ、ストレス疾患等の心の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 日中活動の場の充実

障がいのある人が日中活動する場として、市内には3か所の地域活動支援センターがあり、創作活動やレクリエーション、地域交流の場となっています。

また、障がいの程度、特性に応じて必要となる障害福祉サービスが受けられるよう支援し、これらの利用による、自立と社会参加の促進を図ります。

(4) 公共交通機関の運賃割引の要望

精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引について、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同等に適用されるよう、各公共交通機関事業者に対して、関係団体と連携し引き続き要望していきます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築（※7）に向けた検討

保健、医療、福祉関係者による「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場」を設置し、地域のメンタルヘルスに対する啓発や精神科医療機関の長期入院患者等が地域で安心して暮らせるような地域づくりに向け協議を実施します。

（※7）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

第3節 いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進



I 教育・育成

1 障がい児支援の充実

現状と課題

- 本市では、子どもの発達や子育てについての相談を受け付けているほか、幼児健康相談を実施しています。
- 障がいのある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な指導訓練を行うことによって、知識・技能の習得や集団生活への適応のための支援による基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があります。
このため、健康診査等により早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。
- 本市では、保育所や認定こども園等において、受入れ可能な障がいのある子ども、医療的ケアを必要とする子どもに対する特別支援保育・教育を実施しており、年々そのニーズは高くなっています。
- 地域の障がいのある子どもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として「児童発達支援センター」が市内には6か所あり、市立では「旭川市愛育センター」があります。
- 障がいのある子どもに対する支援を行うためには、妊娠期から子どもの学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり、そのためにも切れ目のない相談支援体制を整備することが必要です。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策を地方公共団体において実施することとされています。

施策の方向

就学前の障がいのある子どもへの療育は、次のライフステージである学齢期以降に向けてのスタートラインと位置付け、本人が将来的に安心して社会参加できるよう、早期の相談により障がいの程度に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに、就学後においても継続した切れ目のない療育を行います。

具体的施策

(1) 相談支援体制の充実

援助が必要な子どもを早期に発見し、子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた発達支援を提供するため、障がい児に関する基本相談窓口である2か所の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 特別支援保育・教育に従事する保育士等の資質の向上

特別支援保育・教育に従事する保育所、認定こども園及び幼稚園等の保育士等の障がいに対する理解を深め、行動の意味をくみ取りながら適切に対応できるよう、研修や講演会等を開催します。

(3) 関係機関との連携の強化

特別な支援を必要とする子どもに発達支援を行うため、旭川市自立支援協議会等を活用し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関、北海道発達障害者支援道北地域センター、家族会等との連携を強化し、関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

(4) 療育機関の専門性の向上

旭川市愛育センターを含む市内に6か所ある児童発達支援センターの連携より、専門性の向上を図ります。

(5) 医療的ケア児に対する総合的な支援体制【拡充】

旭川市医療的ケア児等総合相談室を令和6年度に設置し、医療的ケア児に係る相談や各種福祉サービス利用に係る調整や関係者のネットワーク構築などを行っています。

また、市内2か所の保育所等に常時看護師を配置し、医療的ケア児の受入れに対応する常設型の施設として設定しており、今後も継続した支援を実施します。

2 学校教育の充実

現状と課題

- 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行うため、各学校に特別支援教育コーディネーターを配置しているほか、就学時や在学中において特別支援教育相談員（※8）による相談や、教育支援懇談会における専門家の意見聴取などを行っているところです。

また、行政、医療、福祉等の関係機関が連携した相談体制の構築を一層進めていく必要があります。

（※8）特別支援教育を必要とする児童生徒のために、学校内外の関係者（教職員、保護者、医療・福祉機関など）と連携し、支援を調整する教員のこと。

- 障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの程度に応じ、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもと指導が行われているほか、本人及び保護者の意向を尊重した中で、通常の学級における支援も実施しているところです。こうした支援を実施するための合理的配慮の基礎となる教材や施設、設備等の教育環境についても可能な限り障がいに配慮した整備を図っていく必要があります。

- アンケート調査では、第1節-I理解にもあるとおり、アンケートにおいて「市民の理解が深まるために必要なこと」についての障がい者の回答は、「教育の充実」がいずれの障がい種別においても最も多くなっています。

また、障がいのない人も障がい者への理解を促進するために必要な取組は、「障がいのある児童生徒とない生徒が相互理解を深める交流教育を促進する」が多くなっています。

- 障がいのある子どもが障がいのない子どもや地域の人々と可能な限り共に過ごしたり交流したりすることは、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ重要な機会であり、全ての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

また、条約第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを「インクルーシブ教育」としています。

本市においては、障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶことが重要である一方で、特別な教育的ニーズに応じた支援の要望もあることから、条約が掲げる理念を尊重しながら、インクルーシブ教育システムの推進に努めます。

- 平成28年4月に開校した北海道旭川高等支援学校卒業生の多様な進路を確保するため、市役所では在校生の職場実習受入れや卒業生の会計年度任用職員として任用をしています。

施策の方向

就学時の教育相談等を通じて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、本人や保護者の意向を最大限尊重し、一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において適切な指導や支援を行うため、合理的配慮の基となる基礎的環境整備を進め、可能な限り共に教育を受けられるよう配慮するとともに、交流及び共同学習を推進します。

具体的施策

- (1) 学校と関係機関との連携による相談支援体制の強化
学校と行政、医療、福祉等の関係機関と連携した相談体制の強化を図ります。
- (2) 教職員の専門性と資質の向上
障がいの重度・重複化や発達障がい等、子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため、専門研修や職務・役割に応じた多様な研修の実施など、教職員の専門性と資質を一層高めるための取組を推進します。
- (3) 特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置
障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導を行うため、障がい種別に応じた特別支援学級や通級指導教室を開設し、特別支援教育補助指導員を配置します。
- (4) 医療的ケア児童生徒への対応
医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小中学校に看護師の資格を持つ特別支援教育補助指導員を配置します。
- (5) 交流及び共同学習の推進【再掲】
障がいのある児童生徒が、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を受けながら、できるだけ障がいのない児童生徒と共に過ごしたり交流したりできる教育を推進します。

II 雇用・就労支援

1 障がい者雇用・就労の促進

現状と課題

- 障がいのある人の雇用については、障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体等は一定割合以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

一般の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は下表「障害者雇用促進法に基づく雇用率」に記載のとおりとなっています。

また、本市における法定雇用率達成企業の割合は、令和4年及び令和5年が59.9%、令和6年が54.7%となっています。

減少した原因としては、より多くの障がい者雇用が求められ、法定雇用率が令和5年までは2.3%でしたが、令和6年には2.5%に上昇したため、対象となる企業の範囲が広がったためと考えられます。

障害者雇用促進法に基づく雇用率

	令和6年4月～令和8年6月	令和8年7月以降
民間企業	2.5% (従業員40名以上の企業が障がい者1名以上雇用)	2.7% (従業員37.04名以上の企業が障がい者1名以上雇用)
国・地方公共団体・特殊法人等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

民間企業における障がいのある人の雇用状況

(各年6月1日現在)

		企業数 (企業)	対象労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の 割合(%)
旭川市	令和6年	254	28,486.0	699.5	2.46	54.7
	令和5年	212	26,597.5	720.5	2.71	59.9
	令和4年	207	26,767.5	639.5	2.39	59.9
北海道	令和6年	4,218	684,930.0	18,048.0	2.64	49.5
	令和5年	3,895	668,944.0	17,255.0	2.58	53.1
	令和4年	3,928	666,021.0	16,234.5	2.44	51.3
全国	令和6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	46.0
	令和5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	2.33	50.1
	令和4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	2.25	48.3

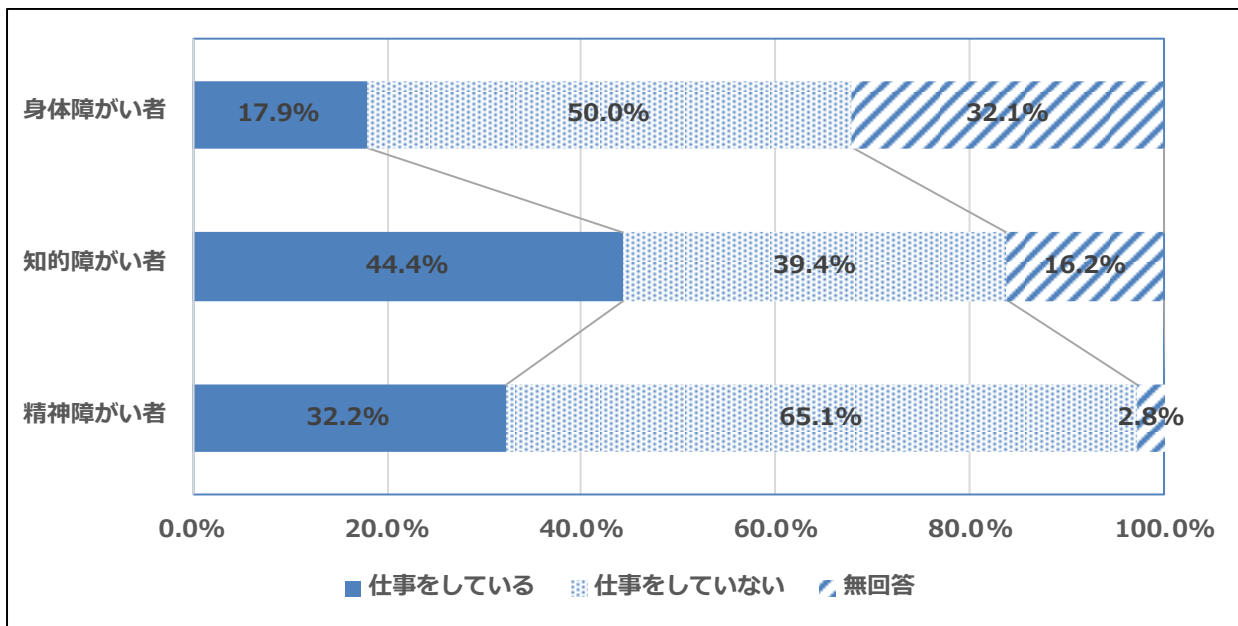
※北海道労働局調べ

(注) 1 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 「障がい者数」とは、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の計であり、週 10H 以上 20H 未満の場合、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者を 1 人を 0.5 とカウントする。週 20H 以上 30H 未満の場合、身体障がい者及び知的障がい者を 1 人を 0.5 とカウントし、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者を 1 人を 1 とカウントする。週 30H 以上の場合、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、1 人を 2 人に相当するものとして 2 とカウントし、それ以外の障がい者は 1 人を 0.5 とカウントしている。

○ 令和元年 6 月に、障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がいのある人を雇用する責務が明示され、本市では令和 2 年 4 月に「旭川市障がい者活躍推進計画」を策定し、各執行機関の長と連携し、障がいのある方が能力を最大限に発揮し、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図っています。

○ アンケート「就労の状況」



○ アンケート「就労形態」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
自営業者	2.4	0	2.9
家族従業者	0.6	0	2.3
会社・団体の役員	0.9	0.8	1.7
会社・団体等の正規の従業員	4.9	4.8	13.7
パート、アルバイト、契約社員	6.1	33.3	40.6
就労支援事業所で就労	1.4	53.2	34.3
地域活動支援センターで就労	0	1.2	0.6
内職	0.2	0	0.6
その他	1.1	6.7	3.4
無回答	82.4	0	0

○ アンケート「仕事をしていない理由」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がいのため	9.3	13.9	32.5
病気のため	3.2	3	23.4
高齢のため	23.5	2.1	8.2
家事や育児に専念しているため	0.8	0.4	1.4
自分の障がいにあった仕事がないため	1.4	3.5	10.2
会社の倒産、人員整理のため	0	0	0.6
雇用されないため	0.6	0.9	4.5
賃金・労働条件が不満足なため	0.2	0	0.3
仕事をする必要がないため	2.6	3.5	0.8
その他	3.8	8.6	14.7
無回答	54.6	3.5	3.4

○アンケート「働くため重要な環境整備」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること	38.6	40.2	41.3
仕事や役割がやりがいを感じられるものであること	27.3	29.6	24.4
通勤手段が確保されていること	23.8	27.8	28
障がいや健康状態にあわせた働き方ができること	59.9	39.6	61.8
事業主や職場の人が、障がいのある方について十分理解していること	44.4	48.9	43.1
職場の施設や設備が、障がいのある方にも利用できるように配慮されていること	19.8	13.4	6.1
同じような障がいのある仲間と一緒に働けること	7	15.2	8.5
ジョブコーチなどの職場外部の支援者が、職場に慣れるまで援助してくれること	1.3	7.9	4.9
適切な能力評価が行われること	7.8	4.7	7.1
仕事に必要な知識や技術を身に付けるための支援を受けられること	10	12.2	11
就労の場をあっせんしてくれたり、相談できる場が整っていること	12.5	14.6	16.7
その他	2.3	3.7	3.9
無回答	63.2	11.8	8.1
無効回答	0.7	3.4	2.4

アンケート結果から、就労をしていない障がいのある方の割合は、精神障がい、身体障がい、知的障がいの順に高くなっています。

精神障がい及び知的障がい者は、障がい及び病気が理由で、身体障がい者は高齢が理由で、就労していない割合が高くなっています。

知的障がい及び精神障がいのある方は、パートやアルバイトのほか、福祉的就労で働いている割合が高くなっています。

- 就労するために必要な環境としては、いずれの障害種別も「働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること」「障がいや健康状態に合わせた働き方ができること」「事業主や職場の人が、障がいのある方について十分理解していること」が上位となっており、障がいのある人にとって必要な就労環境とは、事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つとともに、障がいのある人が障がいや健康状態にあった働き方ができることや働いた内容に見合う適切な額の報酬を得られることとなります。こうした環境が増えることで、障がいのある人の雇用促進が図られ、職場への定着も進むものと考えます。

- 障がいのある人が就労を継続するためには、就職や職場適応の就業面の支援だけでなく、生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が必要です。

- 障がいのある人の雇用・就労の場としては、障がいの程度や特性により、「一般就労」と「福祉的就労」(※9)があり、「福祉的就労」の場となっている就労支援事業所については、障がいのある人の自立と活躍に向けた基盤として、仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っていますが、本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することが必要です。

また、令和7年10月から新たな就労系障害サービスとして「就労選択支援」が

開始となり、本人の意向と適性に沿った就労支援が期待されます。

(※9) 福祉的就労とは、障害や体調などの理由で一般企業（一般就労）で働くことが困難な方が、福祉サービスを活用しながら、支援を受けつつ働くことができる就労形態のこと

- 本市においては、障がいのある人の任用や職場実習の受入れのほか、関係機関との連携、農福連携によるマッチング支援等、障がい者雇用の拡充に向けた多様な取組を通じて、障がいのある人の活躍を推進しています。

施策の方向

障がいのある人が能力を最大限に発揮し、社会で活躍できるよう、その特性に応じ、多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

具体的施策

- (1) 本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実
障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保とともに、旭川市障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある本市職員の職場環境の充実に努めます。
また、市有施設における就労訓練事業を継続して実施し、一般就労に繋がるよう支援します。
- (2) 職場実習の推進
就職を希望する障がいのある人や特別支援学校等の生徒が、民間企業において職場実習を行う機会の提供を行います。
- (3) 障害者就業・生活支援センターきたのまちとの連携
上川中南部障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、就業や日常生活上の問題について、指導及び助言その他の必要な支援を行います。
また、職親会（※10）などを通じた民間企業との交流の中で、障がい者就労への理解の促進を図ります。
(※10)職親会は、障がい者の社会的自立を図るため、その雇用の拡大と定着を促進することを目的に障がい者雇用に理解のある事業所及び個人が会員となって設立された組織
- (4) 障害福祉サービス等の質の確保【新規】
障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。
また、自立支援協議会や旭川市障害者総合相談支援センターなどで開催する各種研修等により、相談支援専門員及び支援員のスキル向上など障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施します。

2 福祉的就労の底上げ

現状と課題

- 福祉的就労の場である就労継続支援事業所においては、サービスの質を担保し、障がいの特性に応じた支援を行うことが求められます。
また、サービスの質を確保するため、総量規制について検討する必要があります。
- 障がいのある方の希望や適性に沿った福祉的就労が行えるよう、相談支援専門員、就労系障害福祉サービスや旭川市自立支援協議会等、関係機関の連携が必要となります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、「旭川市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障がい者就労施設等から物品及び役務の調達を推進しています。

施策の方向

福祉的就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動における活躍の場として大きな役割を担っていることから、適切な支援を行います。

具体的施策

- (1) 業務の委託等の推進
福祉的就労における作業・工賃の確保に寄与するため、市内障がい者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めます。
- (2) 障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進
毎年度、市内障がい者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報を集約し、積極的な調達に努めるとともに、市ホームページで調達実績を公表します。
また、民間企業に対しても障がい者就労施設の作業について周知を行います。
- (3) 一般就労への移行促進及び定着
企業での就労が可能な障がいのある人について、北海道や上川中南部就業・生活支援センターきたのまち、就労移行支援事業所等と連携しながら、一般就労への移行を促進します。
また、北海道障害者職業センターや就労定着支援事業所等とも連携し、就労した後も定着できるような支援を行います。
- (4) 授産製品の販路機会を確保するための支援
市が主催するイベント等において障がい者就労施設等の出店や製品の展示を支援することで、販路機会の確保を図ります。

(5) 新たな連携業務に関する支援

農福連携等、福祉的就労と民間企業などとの連携による業務・作業について、障がい者就労施設及び民間企業等双方に対し、情報提供を実施するなどの支援を検討します。

(6) 障害福祉サービス等の質の確保【一部再掲】

障害福祉サービス等を提供する人員が不足しているサービスがある一方、事業者数が過剰となる障害福祉サービス等が発生する可能性があることから、ニーズに合わせ本市独自の要件や総量規制の実施を検討し、障害福祉サービス等の質を確保します。

Ⅲ 社会参加・活躍

1 障がい者スポーツの振興

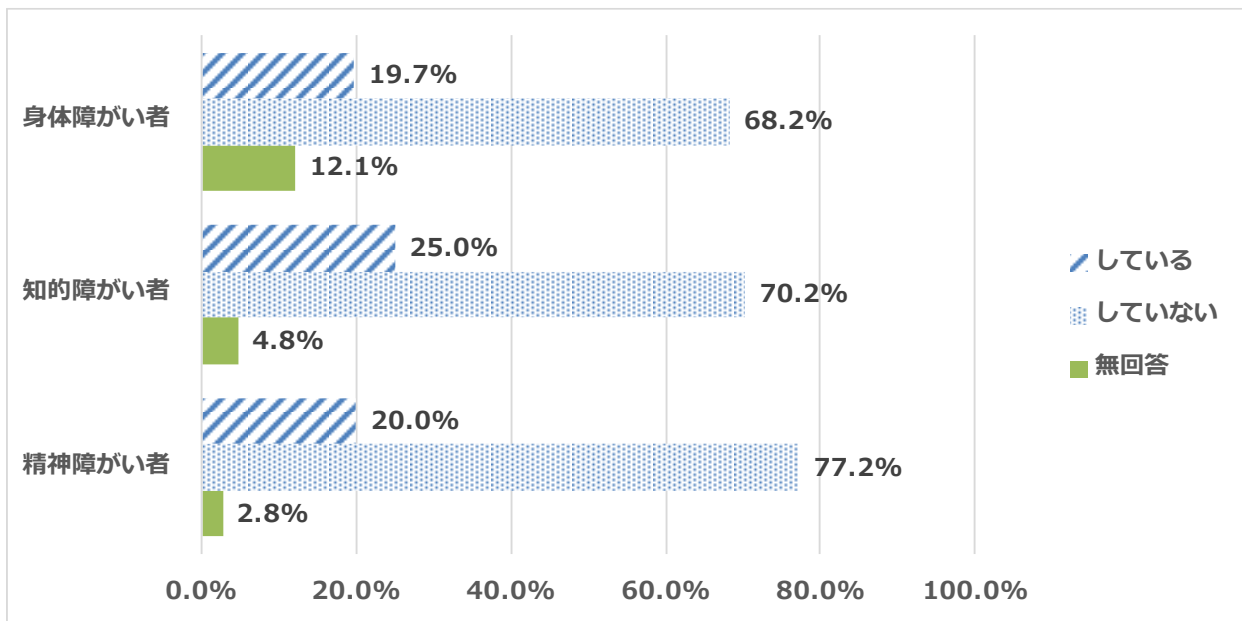
現状と課題

- 本市においては、昭和 48 年度から身体障害者体育祭を開始し、現在は障害者スポーツフェスタや障害者スポーツ記録大会、障害者スポーツ教室を開催するとともに、全道大会参加者への競技サポートなどを実施しています。
- 本市は、令和 2 年 3 月に「全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、共生の理念の下、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。」を基本理念とした旭川市スポーツ推進条例を制定しています。
- 市内では、競技スポーツから障がいの種類や年齢を問わず楽しめるユニバーサルスポーツまで、様々な種目で障がい者スポーツの活動が行われています。
障がい者スポーツ関係機関・諸団体が活発な活動や支援に取り組むことで、スポーツを通じた障がいのある人の活躍の場が広がりを見せています。
- 競技スポーツについては、本市からパラリンピックや障がい者スポーツの世界大会へ出場する選手やメダリストが輩出されるなど、競技レベルの向上や専門性が高まっています。
- パラクロスカントリースキー日本代表合宿、日本パラパワーリフティング連盟合宿、デフリンピック（※11）陸上日本代表合宿の受入れや北海道障がい者冬季スポーツ大会を開催しています。

（※11）デフリンピックとは、聴覚障がいのあるアスリートを対象とした国際的総合スポーツ競技大会。

4年に1度開催され、2025年日本において初めて東京で開催された。

○ アンケート「スポーツ、レクリエーションへの参加」



○ アンケート「今後やってみたいスポーツ、レクリエーション、学習活動、文化芸術活動等」 (%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
散歩(ウォーキング)、階段昇降	30.3	19.0	24.3
体操、ヨガ	7.5	5.6	9.0
自転車サイクリング	5.3	9.9	11.7
ジョギング、トレーニング	4.7	5.4	6.3
ニュースポーツ(ボッチャ、モルック等)	3.2	5.4	1.0
その他のスポーツ	2.3	5.6	2.2
音楽・美術鑑賞	16.4	14.3	21.7
パソコン	6.2	8.3	19.6
映画・ビデオ鑑賞	14.9	21.7	21.9
カラオケ・コーラス	9.0	20.9	13.3
旅行、ハイキング	20.9	25.0	18.2
家庭菜園	18.3	2.5	5.7
釣り	6.2	3.3	3.7
ボランティア	1.5	1.7	3.5
講座の受講	2.8	0.6	2.7
とくにない	30.1	28.8	28.0
その他	4.3	4.1	4.1

「散歩、階段昇降」「映画・ビデオ鑑賞」「旅行・ハイキング」が障害種別に関わらず、比較的関心が高くなっており、身体的・精神的な負担が少なく、日常生活に取り入れやすい活動である点が共通しています。

一方、「とくにない」と回答した割合がいずれの障害種別でも高くなっていることがわかります。

○ アンケート「スポーツ、レクリエーション等を行う上での課題」

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
障がいの内容にあったスポーツ等の情報が得られない	26.4	24.4	19.0
一緒に行く仲間や団体の情報が得られない	19.7	27.7	20.0
障がい者が参加できる講座かどうかわからない	22.1	26.0	22.3
障がいに対応した施設がない、または遠い	19.1	19.9	15.1
施設に移動する手段がない、または移動するための支援が得られない	18.4	17.4	15.7
活動を続けるための経済的な負担が大きい	25.0	23.0	26.0
障がい者スポーツ等の指導者が不足している	5.1	8.8	5.0
障がいへの配慮が受けられない	4.7	11.3	12.4
活動に対する周囲の理解が不足している	6.3	9.2	14.6
とくにない	20.1	13.1	14.4
わからない	22.9	27.0	39.4
その他	2.5	2.0	2.3

いずれの障害種別においても情報面及び経済面での負担が大きな割合を占めています。

また、知的障がい・精神障がいのある方は、「障がいへの配慮が受けられない」の割合が身体障がいのある方よりも高くなっており、障がいに対する理解の促進が必要であると考えられます。

さらに精神障がいのある方は「わからない」の割合が高くなっており、課題の明確化が困難である傾向が高く、活動への参加に対する不安や抵抗感が強いと考えられます。

これらのことから、障がいのある方が余暇活動を行うためには、「障がいに対する理解」「経済的な安定」「情報」「バリアフリー」など複合的な課題があることがわかります。

- 障がいのある方がスポーツやレクリエーションに親しむためには、障がいの種別を超えて、また、行政の枠に留まらず、民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり、障がいのある人が気軽に余暇活動が行えるよう、周辺環境の整備など、体制の整備を図ることが求められています。

- 障がい者スポーツ分野においては、趣味や競技といったレベルに応じた指導員の存在が重要となります。

施策の方向

障がい者スポーツを振興するため、障がいのある人も利用しやすく、様々な競技が楽しめる施設の整備や、情報の提供、障がい者スポーツ指導員が活動できる場の拡充を推進します。

具体的施策

- (1) スポーツ施設のバリアフリー化の推進
スポーツ施設の整備に当たっては、利便性向上に配慮し、バリアフリー化の推進を継続します。
- (2) 障がい者スポーツの情報提供及び普及
ライフステージに応じて身近にスポーツに親しみ、社会参加活動の場を広げることができるよう、関係団体と連携した障がい者スポーツ活動の情報提供や、活動の支援を行います。
また、市民に対し、様々なイベント等に合わせて障がい者スポーツの体験会を実施し、障がい者スポーツの普及に努めます。
- (3) 障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充
障がいのある人の健康の維持・増進や生きがいづくりや障がい者の競技スポーツなど障がい特性や目的に応じた障がい者スポーツ団体及び指導員の連携を図り、活動の場の拡充に努めます。
- (4) 各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援
障がいのある人の全道規模の各種スポーツ大会への参加を支援します。
- (5) スポーツ合宿等の誘致
本市における障がい者スポーツの活躍の場を拡充するため、スポーツ合宿等の誘致を推進します。

2 文化・芸術活動の振興

現状と課題

- 文化活動は、障がいの有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり、文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及を期待することができます。
障がいのある人の製作した作品等は、障がいのある人の生活を豊かにするだけでなく、障がいのない人への理解と関心を高める上で効果があります。
- 平成 28 年 3 月に「旭川市文化芸術振興基本計画」を策定し、障がいのある人が文化芸術活動に積極的に参加できる環境づくりに努めることを基本方針とし、施設のバリアフリー化等を行っています。
- 旭川市障害者福祉センターおびつたでは、障がいのある人もない人も様々な文化活動に親しめるよう、陶芸室や和室、ギャラリーなどが整備されており、市民の文

化活動の場となっています。

- 障がいのある人が文化活動をする際に、様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため、ハード、ソフト等あらゆる面において、障がいのある人の文化活動における活躍の場を確保するための取組を進める必要があります。

施策の方向

障がいのある人の自立と活躍を促進するため、障がいのある人による文化・芸術活動への取り組みや啓発を支援します。

具体的施策

- (1) 文化施設のバリアフリー化の推進
文化施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを意識し、障がい者団体等の意見・要望を踏まえてバリアフリー化を推進します。
- (2) 文化活動への参加の支援
様々な文化活動を展開している市民活動団体への障がいのある人の参加を支援するため、旭川市障害者福祉センターおびったにおいて情報を提供します。
- (3) 読書環境の整備及び普及
市立図書館において実施している、図書宅配サービスや大活字本の貸し出し等を行っています。
また、視覚障害者情報提供施設（点字図書館）での点訳奉仕員の養成、点訳図書、音声図書への取組への支援を行います。
- (4) 作品展等の発表機会の確保等
障がいや障がいのある人への理解と関心を高めるため、多くの市民が集まる場所で障がいのある人の作品展等を開催できるよう支援するとともに、イベント情報の広報に努めます。

第4節 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現



I 生活環境

1 住環境の整備

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし、積極的に社会参加できるようにするためには、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用することができるよう、バリアフリー化を進めるとともに、障がいの有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設や設備をデザインする「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れる必要があります。
- 国は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保することを目的として、平成18年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）を制定しました。バリアフリー法では、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園及び建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進と、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

また、北海道では、公共的施設のバリアフリー化に止まらず、交通環境、住環境を含めた生活空間全体のバリアフリー化や、地域福祉の考え方を取り入れるなど、ハード・ソフト両面から総合的に福祉のまちづくりを進める観点から、平成15年8月に「北海道福祉のまちづくり条例」を改正しています。
- 旭川市では、平成20年3月に「だれもが安全に、安心して活動できるまち旭川」を基本理念とした旭川市バリアフリー基本構想を策定し、安全で快適に活動できる基盤を整備し、人との繋がりを大切にしたハートフルなまちづくりを目指しています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保は極めて重要な課題であり、ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備をはじめ、障がいのある人が安心して生活できるような住環境の整備に取り組む必要があります。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全・安心に生活し、社会参加できるよう、公共建築物、道路、公園等の生活空間のバリアフリー化を推進します。

具体的施策

(1) 市有施設のバリアフリー化

新設する市有施設はユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施しており、既存の市有施設については利用実績や緊急性を勘案しバリアフリー化を推進します。新設する市有施設については、旭川障害者連絡協議会等関係団体の意見・要望等を聴き、必要に応じて現地での確認等を行います。

(2) 日常生活用具給付における住宅改修

障がいのある人の生活の利便性を高めるため、住宅内の手すり等の日常生活用具の利用を促進します。

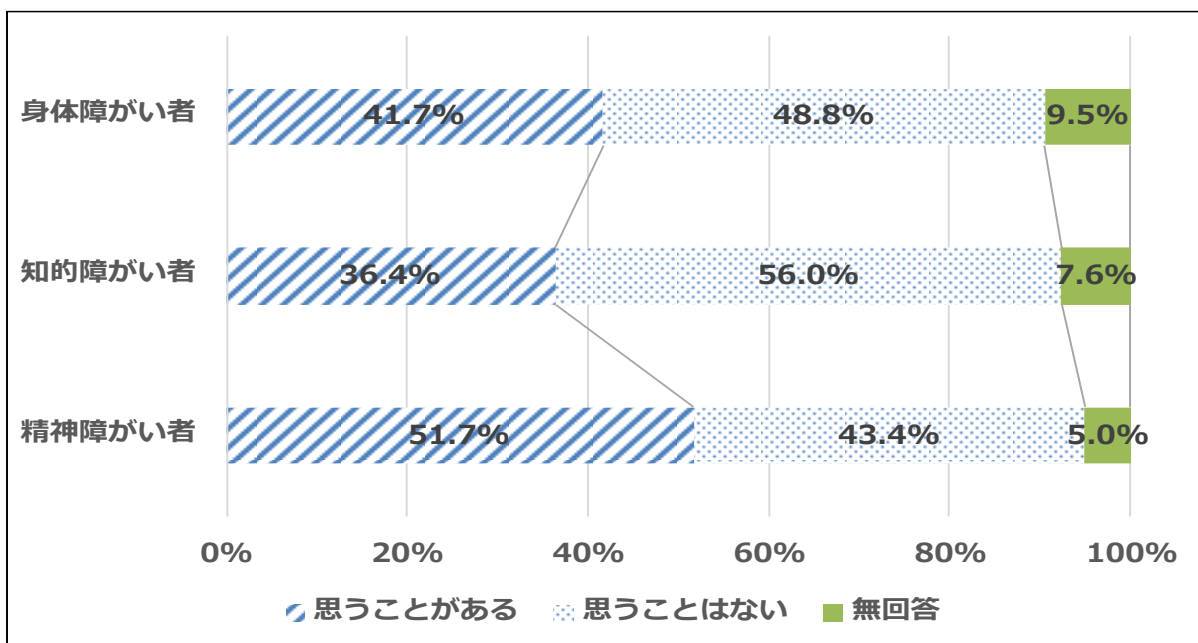
(3) ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備

「旭川市の公営住宅等の整備におけるユニバーサルデザインの導入に関する指針」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を推進します。

2 障がい者に配慮したまちづくりの推進

現状と課題

○ アンケート「外出時に困ることや不満に思うことの有無」



○ アンケート「外出時に困ることや不満に思うこと」

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
介助者がいない（利用できる事業所がない）	3.7	9	4.7
必要なときに、まわりの助けが欲しい	21.6	40	31.9
バスなどの乗り降りが不便	33.2	16.5	19.2
道路や建物の段差が多い	35.4	10.5	11.6
通路上に自転車や看板などの障がい物が多くて通りにくい	6.3	3	5.4
利用する建物の設備（階段・トイレ・エレベーター等）の利用が不便	14.6	9.5	6.9
雪道の歩行に苦勞する	65.3	34.5	40.9
障がいのある方のための駐車スペースが少ないことや駐車できないことがある	30.6	6	7.2
自動車や自転車などに身の危険を感じる	12.3	19	21.4
コミュニケーションがとりにくい	7.5	51.5	32.2
視覚障がい者用誘導ブロックや音響式信号が不十分である	3.7	2.5	1.1
外出に必要な情報が得られない	4.9	11.5	9.8
人の目が気になる	7.5	30.5	55.1
その他	11.9	10	19.9
無回答	1.8	3.5	1.8

外出時に困ることや不満に思うことがある方は、知的障がい、身体障がい、精神障がいのある方の順で高くなっています。

困ることや不満に思うことは、いずれの障がい種別においても「雪道の歩行に苦勞する」が多くなっています。

身体障がいのある方は、「バスの乗り降りが不便」「道路や建物の段差が多い」など、物理面での困りごとが多くなっています。

知的障がい・精神障がいのある方は「コミュニケーションがとりにくい」「人の目が気になる」など、心理面での困りごとが多くなっています。

- 障がいのある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上では、まち全体が障がいのある人にとって利用しやすいことが求められます。このため、道路や建物だけでなく、歩行空間、公共交通機関などの生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続した環境の整備を図ることが重要です。また、自家用車を利用して移動する障がいのある人が、駐車場から施設まで円滑に移動できるような配慮も必要です。

一方、生活空間のバリアフリー化が不十分な場合に、よりきめ細やかに対応するためには、「心のバリアフリー」を推進することも必要です。

このため、ハードとソフトが一体となった総合的なバリアフリー施策を構築することが重要です。

加えて、積雪・寒冷といった本市の地域特性などを踏まえ誰もが安全で快適に行動できるまちづくりを推進することが重要です。

施策の方向

障がいのある人が地域で安全に安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備とともに、「心のバリアフリー」にも配慮したまちづくりを推進します。

具体的施策

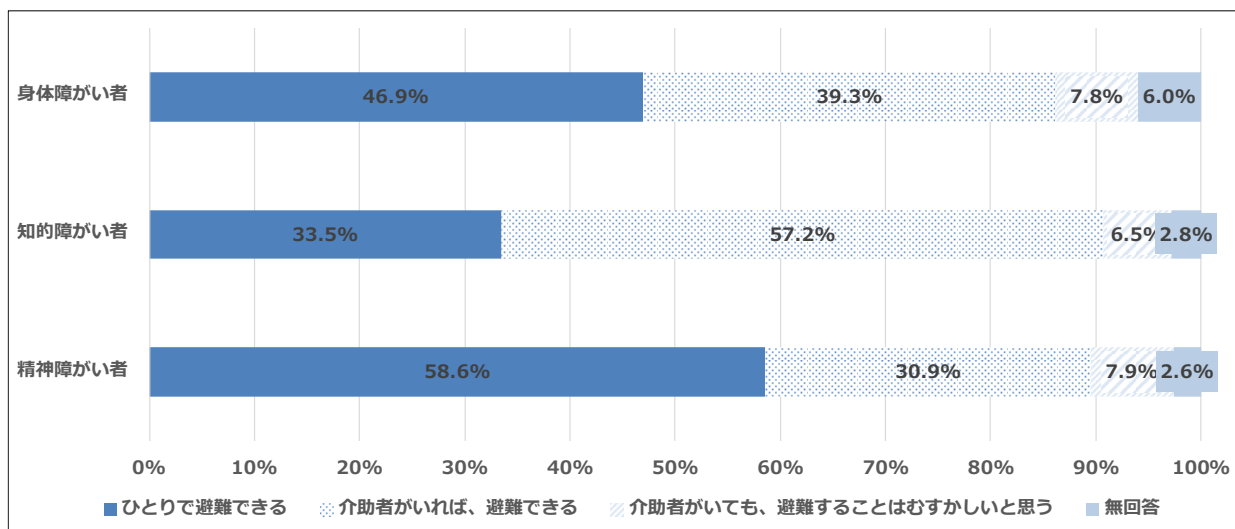
- (1) 市街地等のバリアフリー化の推進
旭川市バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路及びバリアフリー促進経路を中心に歩道の整備・改善を推進します。
- (2) 音響式信号機等の整備促進
視覚障がいのある人が安全で円滑に移動できるよう、音響式信号機の整備を関係機関に要望します。また、市道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について関係団体等との協議を行いながら、引き続き推進します。
- (3) 除雪等の推進
重度障がいのある人等の世帯において、玄関前の間口部分の除雪に配慮する住宅前道路除雪事業を継続して実施します。
また、中心市街地、幹線道路、通学路等における歩道の除雪の充実に努めます。
- (4) 路上放置物や違法駐車等の排除
視覚障がいのある人や車いす使用者等の移動の妨げになる路上放置物や違法駐車等の排除について、関係機関との連携により、啓発・広報や注意指導に努めます。
- (5) 低床バスの導入促進
令和6年5月に策定した「旭川市地域公共交通計画」に基づき、障がいのある人等がバスを安全かつ身体的負担の少ない方法で利用できるよう、低床バス（ノンステップバス）の導入促進に努めます。
- (6) 「心のバリアフリー」の普及・促進
共に支え合う地域福祉を推進する心のバリアフリーの観点から、障がいのある人への理解の促進や、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及に努めます。
- (7) 「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」の推進
地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を

令和4年3月に制定しています。同条例により、福祉的支援を必要とする方が、個々の状況に応じた適切な支援や配慮を受けられるよう、推進していきます。

3 防災・防犯対策の推進

現状と課題

○ アンケート「災害発生時の避難」



災害発生時、「ひとりで避難できる」と回答した身体障がい者及び知的障がい者は5割未満となっています。

また、いずれの障がい種別においても一定程度の方が「介助者がいても、避難することはむずかしいと思う」と回答しています。

○ アンケート「災害発生時における消防機関への通報」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
電話を使い、消防機関へ通報ができる	70.0%	37.7%	74.6%
電話は使えないが、ファックスやメールを使い消防機関へ通報ができる	2.3%	0.5%	0.7%
電話は使えないが、緊急通報システム（ホットライン）にて、消防機関へ通報ができる	3.8%	1.8%	1.1%
通報できない	16.4%	53.0%	16.9%
その他	1.5%	3.7%	3.3%
無回答	6.0%	3.3%	3.3%

災害発生時、消防機関への通報について、身体障がい者及び精神障がい者の多くは「通報ができる」と回答していますが、知的障がい者では5割以上の方が、また、身体障がい者及び精神障がい者も一定の割合の人が「通報できない」と回答しています。

○ アンケート「災害発生時に困ること」

(%)

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない	23.5	42.1	35.0
救助を求めることができない	10.2	32.2	15.2
救助を求めても、来てくれる人がいない	10.1	10.9	22.9
安全なところまで、すぐに避難することができない	30.2	33.6	23.0
まわりの人々とのコミュニケーションがとれない	10.2	39.0	27.6
被害状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない	22.3	38.8	28.0
避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない	12.1	17.2	9.5
必要な薬が手に入らない、治療を受けられない	28.1	26.2	37.3
補装具や日常生活用具が使えなくなる	13.4	8.9	4.2
障がいにあった対応をしてくれる避難場所が近くにない	14.2	24.0	11.8
とくにない	19.4	11.8	9.1
わからない	21.3	20.0	20.2
その他	3.7	2.4	3.2
無回答	9.5	5.0	3.6

災害時の困りごとについて、身体障がいのある方は、避難場所までの移動が最も多くなっています。知的障がいのある方は、周囲の人とのコミュニケーションや救助を求めることができないが多くなっており、精神障がいのある方は、必要な薬が手に入らないが多くなっており、障害種別により異なる部分があります。

一方、共通した部分では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」があります。

これらのことから、災害時の支援体制は、①情報提供の基本的な整理 ②医療及び避難体制の確保、に加え、認知的・心理的・物理的な支援を組み合わせた多層的な対応が求められています。

- 東日本大震災（平成 23 年 3 月）の教訓から災害時に一人では避難が困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制の充実・強化を図ることを目的として、本市が行う地域を中心とした「自助・共助」による取組の推進について広く市民の理解と協力が得られるよう、従来の旭川市災害時要援護者避難支援ガイドラインを改定した「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引（全体計画）」を策定しています。
- 大規模な災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難対策として、「避難行動要支援者名簿」を作成し、同意を得た名簿登載者の名簿情報を避難支援等に取り組む地域の自主防災組織、町内会等に提供して、平常時からの避難支援等の体制を構築するとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重した上で個別避難支援計画を策定しておくことが重要です。
- 災害対策基本法に基づき、旭川市の地域における防災に関し、実施すべき事務を定めた旭川市地域防災計画において、災害時には、障がいのある人その他の特に配

慮を要する方（以下「要配慮者」という。）が利用する施設の利用者の安全確保も必要とされています。

また、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画として旭川市強靱化計画を令和2年7月に策定し、適宜改定を行っています。

- 本市では、福祉避難所の指定に協力いただける障がい者福祉施設と協定を結ぶことにより、福祉避難所の拡充を図っています。
- 平成30年北海道胆振東部地震の影響により北海道内全域で発生した前例のない大規模停電の教訓から、福祉避難所への災害時用自家発電設備の設置の充実を図りましたが、障がい者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、ニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等の確保、実際の受入手順、行政職員の配置等について具体的な検討を行うことが求められています。
- 日頃の支援者が災害時の支援者になるとは限りません。初めて支援者となる方等に必要な支援の内容を伝えるためにも、自ら困っていることをなかなか伝えることが難しい人は、事前にヘルプマークやヘルプカードを作成の上、日頃から携帯しておくことが重要です。
- 本市では、消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、旭川市消費生活センターを設置するとともに、悪質商法等に関する消費者情報を共有し、市民への周知などで協力連携することにより、地域全体で悪質商法等による消費者被害の未然防止に資することを目的として、旭川市消費者被害防止ネットワークを設置しています。

施策の方向

障がいのある人を災害や犯罪から守るため、地域の防災・防犯対策や緊急通報システムの推進など、安全・安心な暮らしを確保するための基盤づくりを整備します。

具体的施策

(1) 避難行動要支援者等に係る避難支援

地域の避難支援体制の構築を目的として、災害時の避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難支援等関係者への情報提供の実施について意思確認を行います。また、住民同士の交流を深め、実効性のある個別避難支援計画策定の普及に努めます。

- (2) 消防機関への緊急通報システムの利用促進
障がいのある人等に対する災害時等の消防機関への各種緊急通報システムの利用促進を図ります。
- (3) 災害発生時に備えた要配慮者利用施設の対策【拡充】
災害危険箇所内に立地し、障がいのある人が利用する要配慮者利用施設について、名称、所在地、伝達手段等の施設情報を整備するとともに、災害発生時には着実に避難情報を要配慮者利用施設へ伝達することにより、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。
また、要配慮者利用施設に対しては国が所管する「災害時情報共有システム」の利用を促し、被災状況の把握に努めます。
- (4) 福祉避難所の充実と開設・運営手順の策定
福祉避難所に指定されている障がい者福祉施設の拡充や災害時用自家発電設備の設置を推進するとともに、一般避難所から福祉避難所での受入れに至る手順のほか、実際に福祉避難所を開設した場合の適切な人員配置計画など、具体的な検討を行います。
- (5) 「心のバリアフリー」の普及・促進【再掲】
共に支え合う地域福祉を推進する心のバリアフリーの観点から、障がいのある人への理解の促進や、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及に努めます。
- (6) 消費者被害の未然防止
悪質商法等による消費者被害やネット通販等による消費者トラブルを未然に防止するため、消費者への啓発や広報活動を通じて消費者教育を推進します。

II 情報・コミュニケーション

1 情報提供の充実

現状と課題

- 国では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年に施行され、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上が求められています。
- ICT（情報通信技術）の進展は、障がいのある人の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。
障がいのある人が情報収集を行いやすいよう配慮した広報手段の拡充等の取組を推進する必要があります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人の情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や点字、手話、要約筆記の普及も継続して求められています。
そのため、障害特性に対応したICTの利用促進や点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成など、身近なところでのコミュニケーションの支援に努める必要があります。
- 旭川点字図書館では、全国の点字図書館や公共図書館等からなる会員をネットワークで結ぶ「サピエ」に加盟し、全国のサピエ会員施設が所蔵する点字・録音図書館の書誌情報やデータを保有する「サピエ図書館」を利用することができます。

施策の方向

ICTの活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないように、既存の事業についても推進します。

具体的施策

- (1) SNSによる情報発信の促進
主にICT機器による情報収集等を行う障がい者に対応するためSNS等による情報の発信を促進します。
- (2) 視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充
視覚障がいのある人に対し情報を提供するに当たっては、内容や希望に応じて、

文書の場合は点字化、音声コード化及び音声化、ホームページ等の場合は音声読み上げソフトへの対応などに可能な限り努めます。

(3) 点字シールの貼付

視覚障がいのある人への市の発送文書は、本人の求めに応じて封筒に差出元等を表示した点字シールを貼付します。

(4) 視覚障がいのある人への情報提供の推進

視聴覚ライブラリー等、障がいのある人へのサービスを引き続き推進します。

(5) 定例記者会見等の手話通訳

市長が行う定例記者会見等で手話通訳を行うことにより、ろう者に対し、情報提供を実施します。

2 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには様々な社会環境が整備される必要がありますが、対人コミュニケーションを十分果たせるよう支援することも重要です。
- 本市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を学ぶ機会の拡大を図るとともに、手話通訳者の確保や養成に努めることなどを内容とする条例の制定に取り組み、平成28年7月に「旭川市手話言語に関する基本条例」を制定しました。条例の制定後は、手話に対する市民の理解を深めるための取組をより一層推進しています。
- 聴覚障がいのある人には手話を使用しない方も多くいることから、文字や図により情報を提供するほか、意思疎通の支援に当たって、要約筆記者の養成・派遣を実施しています。
- 聴覚障害に加え、視覚障害も重複する盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣を実施しています。

施策の方向

コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた支援体制の充実に努めます。

具体的施策

(1) 「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づく取組の推進

令和8年度に制定10年となる「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づき、手話に係る施策を更に推進するとともに、附属機関において施策の実施状況点検等を行います。

(2) 手話通訳者の派遣の推進

聴覚障がいのある人の自立や社会参加を一層促進するため、手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の充実を図ります。また、緊急時及び災害時における手話通訳者等の派遣体制の充実を図ります。

(3) 人材の養成

点訳奉仕員や朗読ボランティアなど、視覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材を養成します。

また、今後も手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳・介助員の養成に努めます。

(4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション方法の啓発・普及の推進

障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするために、障がいの特性に応じて、筆談、手話、読み上げなどによるコミュニケーションや、分かりやすい表現を使った意思疎通に配慮するといった、障がいに関する正しい知識の取得や理解につながる取組の啓発・普及を推進します。

(5) 遠隔手話サービスの推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により手話通訳者と対面による手話通訳が困難な状況の際に実施した、手話通訳者による遠隔手話サービスについて、周知を行い、利用促進に努めます。

第3章 計画の推進

I 各主体の連携

本計画の推進に当たっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めるとともに、行政のみで推進することは困難であることから、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれが互いに連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。

II 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、障害福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連部局の連携を一層強化するとともに、一体となった施策を推進します。

III 計画の進行管理及び評価

1 実施状況の把握及び附属機関への報告

旭川市社会福祉審議会等において計画の進捗状況についての審議を実施します。

2 指標の設定

障がい者計画において設定した目標の進捗状況を測るための目安として指標を設定します。

障がい者計画は、理念的な要素が強いことから、定量的な実績や事業量からその進捗を測ることは難しいと考えます。

そのため、5次計画においては、重点施策と位置付けた施策に関連し、また、他の事業との関連が強いと考えられるものを指標とし、目標値を設けます。

指標	障がいのある人に対する市民の理解について「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」と感じている障がいのある人の割合
現状値 (令和7年障害のある人向けアンケート結果)	(1) 身体障がいのある人：30.3% (2) 知的障がいのある人：22.2% (3) 精神障がいのある人：16.0%
目標値	(1) 身体障がいのある人：30.3% 以上 (2) 知的障がいのある人：22.2% 以上 (3) 精神障がいのある人：16.0% 以上
目標値の考え方	前回調査時の割合以上となるよう設定したもの。

IV 情報の公表

計画の進捗状況については、市のホームページ等で公表します。

參考資料

○ 第4次旭川市障がい者計画の進捗状況（令和7年6月末日時点）

目標	施策の区分	施策の方向	具体的施策	取組区分	取組内容
第1節 お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進	I 理解（新）	1 障がいのある人への理解の促進	(1) 障害者週間記念事業の実施	実施中	・広く市民に障がい者に対する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、文化等様々な分野の活動に参加することを促進している。
			(2) 精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業の実施	実施中	・精神障がい者の地域社会参加と地域住民との交流、ノーマライゼーションの普及啓発を実施する事業を行う精神障がい者福祉団体に補助することにより、精神障がい者の社会参加及び社会復帰を促進している。
			(3) 各種出前講座の実施	実施中	・身体障がい者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）からの講和等により、障がいに対する理解を促進している。
			(4) ヘルプマーク及びヘルプカードの普及の促進（新）	実施中	・外見からはわかりづらい障がいのある人等に配付することで、周囲への配慮、理解促進を図っている。
			(5) 障がい者団体等の政策決定プロセスへの関与の推進	実施中	・旭川市障がい者計画や旭川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定過程において、障がい者団体からの意見聴取を実施し、その実施結果を基本計画に反映させた上で作成している。
	II 差別の解消・権利擁護	1 障がいを理由とする差別の解消	(1) 相談・紛争解決の体制整備及び地域における関係機関の連携	実施中	・H28年度から不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に対する相談窓口を設置している。 必要に応じて「上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」と連携している。
			(2) 普及・啓発活動の実施	実施中	・令和6年度、旭川市自立支援協議会全体会において合理的配慮に係るシンポジウムを開催 ・令和6年度 旭川ホテル旅館協働組合に対し、合理的配慮の提供についての依頼を実施。
			(3) 行政サービス等における配慮	実施中	・H28.10に策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する旭川市職員対応要領」に基づき、適切な対応を実施。 ・総合庁舎1階～2階窓口において、軟骨伝導式イヤホンの導入

消 の 推 進	(4)選挙等における配慮 (新)	実 施 中	・投票所内における、点字候補者名簿、老眼鏡、文 鎮等の常備のほか、支援を要する方への介添えや 聴覚障害のある人に対する筆談等を行うとともによ る代理投票を実施している。 さらに、意思表示が困難な方等が、投票所に持参し て要望を伝える投票支援カード、投票所で指さし等 で要望を伝えるコミュニケーションボードを配置して いる。
	(5)(仮称)旭川市障害者 差別解消支援地域協議会 の設置に向けた検討(新)	実 施 中	・上川総合振興局が設置している「上川圏域地域づ くり委員会」との連協状況を踏まえ、設置に向けた 検討を継続中
2 権 利 擁 護 の 推 進	(1)障害者虐待防止センタ ーの運営	実 施 中	・旭川市障害者虐待防止センターにおいて、障害者 虐待の防止や早期発見、関係機関等との連携、啓 発活動等に取り組んでいる。
	(2)相談窓口間の連携によ る問題解決	実 施 中	・旭川市自立支援協議会を通じた、障がい、高齢、 児童、医療関係機関との連携に係る協議を実施。 ・庁内において、多様で複雑な問題を抱える相談者 を支援するため、各窓口の情報交換を行い、窓口 同士の連携を密にすることで、ワンストップ機能の 構築を進め、相談者がよりよい支援が受けられるよ うにすることを目的に、旭川市庁内窓口相談業務連 携会議を設置している。
	(3)日常生活自立支援事 業、成年後見制度の普及	実 施 中	・旭川成年後見支援センターにおいて成年後見制 度の普及啓発及び市民後見人の養成に取り組んで いる。 ・日常生活自立支援事業については必要に応じて 実施主体である社会福祉協議会と連携している。
	(4)法人後見実施機関の 整備(新)	実 施 済	・R2年度より旭川市社会福祉協議会法人後見事業 の体制整備を目的として補助金を交付していたが、 受益者からの後見報酬等の事業収入による事業の 安定稼働が見込めるようになったため、R6年度で 事業終了。
3 地 域 福 祉 活 動 の	(1)地域交流の促進	実 施 中	・パラスポーツの体験会を開催し、障がいの有無に 関係のない交流の促進に努めた。 ・精神障がい者の地域への社会参加と地域住民と の交流を促進するとともに、地域住民に対するノー マラ イゼーション理念の普及啓発を図ることを目 的とした「精神障害者地域社会参加・ふれあい交流 事業」を実施している。

推 進	(2)地域福祉活動の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定 地域福祉の推進及び地域共生社会の実現に向け「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を令和4年4月に施行した。 ・民生委員による取組 地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員の委嘱手続や、地域の実情に応じた相談・援助が行われるよう活動を支援・推進している。 民生委員が活動しやすいよう、担当区域内の高齢者名簿の貸出しや福祉に関する相談窓口一覧の提供を継続して行うほか、委員の高齢化・固定化により担い手が不足していることについて、令和5年度から負担軽減、地域住民への相談・援助等に関する疑問解消、熟練委員の円滑なノウハウの継承等を目的としたICTを活用した環境整備の取組を段階的に進めている。
	(3)ボランティア活動への支援	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動についての情報を提供している。
	(4)民生委員・児童委員に対する研修の実施(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・3年ごとに全国一斉に民生委員児童委員の改選が行われるタイミングや、欠員地区の委員補充の際に実施する、初任者研修に特に力をいれて研修を実施している(年2～3回程度実施)
	(5)地域福祉計画の周知(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市社会福祉協議会との協働により、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定した。 ・同計画については、シニア大学で講義を行うほか、各種地域活動団体や小中学校における出前講座を実施するとともに、市職員に対する研修を実施し、その趣旨や取組内容についての周知と理解浸透を進めている。

第2節 その人らしく暮らすための支援体制の充実

I 生活支援

1 相談支援体制の整備	(1)各相談支援機関の連携強化	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが自立支援協議会に参加し、地域課題の検討や情報共有を実施。 ・小児慢性特定疾病相談室において、小児慢性特定疾病児童またはその保護者等からの相談について、必要な支援ができるよう、各関係機関(子ども総合相談センター、旭川市自立支援協議会こども部会)との連携・情報共有を実施。 ・自立支援協議会において、各相談支援機関(旭川市子ども総合相談センター、上川中南部就業・生活支援センターきたのまち等)が参加し、地域課題の検討や情報共有を実施。
	(2)旭川市障害者総合相談支援センターの在り方の検討	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 から旭川市障害者総合相談支援センター及び障がい者基本相談を行う事業所(4事業所)の相談体制を見直した。 ・市内の基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業所等と連携し、地域の相談支援体制構築を促進する。 ・今後もよりより体制の整備について検討を継続する必要がある。
	(3)地域生活支援拠点等の充実(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備により整備済み。 ・地域の障害福祉サービス事業所等の理解を得ながら、実際の支援等への連携体制の整備及びコーディネーターの設置について検討する。
2 サービスの質と量の充実	(1)不足しているサービスの改善	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害に対応する事業所が少なく、令和3年度事業として生活介護を国庫補助利用により整備。 ・短期入所の整備が必要 ・相談支援専門員の増加に向けた取組(説明会の開催)を行っている。
	(2)地域生活支援拠点等の充実(再掲)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・面的整備により整備済み。 ・地域の障害福祉サービス事業所等の理解を得ながら、実際の支援等への連携体制の整備及びコーディネーターの設置について検討する。
	(3)サービスの質の向上を図るための取組(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市自立支援協議会による各種研修会の実施や旭川市障害者総合相談支援センターが実施する研修等により、支援方法や事例検討を通し、質の向上を図っている。
3 障が	(1)発達障害者支援道北地域センターとの連携	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市自立支援協議会への参加により、地域の発達障害者支援に対する、状況等の情報共有等を実施している。

い 特 性 に 配 慮 し た 支 援	(2)難病相談事業等の推進	実 施 中	・患者とその家族に対し個別の相談に応じるとともに患者会への支援を通じて相談にあたっている。
	(3)高次脳機能障がいについての啓発の推進	実 施 中	・旭川高次脳機能障害リハビリテーション講習会(毎年度1回開催)の企画, 当日の運営に参画し, 啓発活動を行っている。
	(4)各種研修会・講習会等への支援	実 施 中	・旭川高次脳機能障害リハビリテーション講習会についてポスターの掲示等により市民への広報を実施している。
4 生 活 安 定 施 策 の 推 進	(1)本市における障がいのある人の雇用の場の確保	実 施 中	・本市の職員採用試験(障害のある方の部)において、受験資格を身体障がい者、知的・精神障がい者とし、点字での試験も可能としている。 ・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障がいのある方を雇用している。
	(2)各種制度の利用の促進	実 施 中	自立支援(育成)医療費助成について、市のホームページに掲載し、利用の促進を図っている。 障がい者に係わる各種制度について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図っている。
	(3)福祉タクシーチケット等の助成(新)	実 施 中	・在宅の障害児者に対し、タクシー運賃(ガソリン)の助成を実施。 ・身体障害者手帳 総合等級1、2級(R6までは個別等級による判断) ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級(R6から2級を対象に追加)
	(4)市有施設利用料金減免の継続	実 施 中	・旭川市7条駐車場において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方が市有施設を利用する際の駐車場利用料金について、最初の30分を無料とし、それ以降の料金を半額としている(障害者専用パンチ機での処理が必要)。 ・いきいきセンター新旭川・いきいきセンター永山・いきいきセンター神楽・近文市民ふれあいセンター ・有料公園施設, パークゴルフ場 ・旭川市総合防災センター ・旭川市北消防署附属体育館 ・中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館 ・科学館 ・博物館 ・旭山動物園

Ⅱ 保健・医療

			・旭川市障害者福祉センターおびつた 等
	(5)国への所得保障の要望	実施済	障害年金を含む国民年金について、持続可能で安心できる年金制度の構築を図ることを全国市長会を通じて国へ提言した。
	(6)住まいの安定確保に対する支援(新)	実施中	・市営住宅入居者定期募集の抽選において、高齢者世帯や障害者世帯に対し抽選時の確率を上げる優遇措置を行っている。 ・特定目的住宅として、令和7年4月1日現在で227戸の身体障害者・高齢者向け住戸を整備している。(車椅子専用住宅も含む)
1 障 が い の 原 因 と な る 疾 病 等 の 予 防 ・ 治 療	(1)障がいの早期発見	実施中	・乳幼児健康診査等において、発育・発達のほか、聴覚・視覚・などのスクリーニングを行い、早期に医療や療育等に繋がるよう、必要な支援を行っている。
	(2)子育て支援の推進	実施中	・子育てや発達に不安を持つ保護者の相談に応じ、必要な医療や福祉サービスを案内している。また、他機関へ子育て家庭の相談場所として当施設の周知を図っている。
	(3)壮年期の予防対策の充実	実施中	・壮年期からの生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・メタボリックシンドロームの予防と改善のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施
2 保 健 ・ 医 療 の 充	(1)成人保健事業等の推進	実施中	・生活習慣病予防のために、健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康相談、健康教育、生活保護受給者等健診等を実施 ・メタボリックシンドロームの予防と改善のための健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の基づき、各医療保険者が特定健康診査・特定保健指導を実施

実 等	(2)医療費の給付等の推 進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療(育成医療)の給付 ・未成熟児療育医療費の給付 ・小児慢性特定疾病医療費の助成 ・精神障害者医療費助成 ・生活保護(医療扶助)の給付 ・自立支援医療(更生医療, 精神科通院医療)の給付
	(3)歯科保健・医療の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識と高度な技術と要する心身障がい者に対する歯科診療体制を確保するため、道北口腔保健センターにおいて事業委託により診療を行っている。【健康推進課】・北海道障がい者歯科医療協力医制度と市内の協力医について、チラシ等により周知を図っている。
	(4)受診しやすい環境の整備	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人の受診時に、聴覚障がい者等協力員を派遣(手話通訳、要約筆記)
	(5)難病を有する人への保健・医療の充実	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度、難病対策地域協議会を設置。地域における支援体制強化の一助となるよう、関係機関等と連携し、課題の整理や情報共有に努めている。
	(6)「新しい生活様式」の実践の周知・啓発(新)	終 了	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月感染症法の分類変更に伴い、対応は終了している。
	3 精 神 保 健 ・ 医 療 の 提 供 等	(1)精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進	実 施 中
(2)心の健康対策の充実		実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者やひきこもり、アルコール依存症等の当事者及び家族からの「こころの健康相談」に、電話・面接で応じます。
(3)日中活動の場の充実		実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター(Ⅰ型2か所, Ⅲ型1か所)において、日中活動の場を設けている。

第3節 いきいきと暮らすための自立と活躍の促進

I 教育・育成

1 障がい児支援の充実	(4)公共交通機関の運賃割引の要望	実施中	・障がい者に係わる各種制度について、市のホームページや「障がい者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図っている。
	(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討(新)	実施中	・旭川市自立支援協議会において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討を実施している。
	(1)相談支援体制の充実	実施中	・子育て相談及び幼児健康相談において、発育、発達を確認し、早期に乳幼児期に必要な治療や指導訓練につながるよう、支援を行っている。 ・発達に遅れがある子どもに対し関係機関と連携を図りながら必要な支援に繋げている。 ・障がい児に関する基本相談窓口を市内に2箇所設置している。
	(2)特別支援保育・教育に充実する保育士等の資質の向上	実施中	・保育士等研修事業における特別支援保育研修の開催 ・保育所、幼稚園、小学校の関係者間が一堂に会し、就学前から就学への連携についてのグループワークやインクルーシブ教育の意義などについてを内容とする研修等の開催 ・市内の保育所や幼稚園等子育て支援施設職員を対象とした、障がい児支援のための説明会を実施。
	(3)関係機関との連携の強化	実施中	・旭川市自立支援協議会へ出席し、関係機関との連携を図っている。
	(4)療育機関の専門性の向上	実施中	・愛育センターみどり学園、わかさ学園とこども通園センターは支援の技術面や人員を重厚化し、ノウハウの共有を図るため、一つの児童発達支援センターとして統合した。
	(5)療育体制の整備	実施中	・就学前の子どもを対象とし、発達支援を要する子どもの早期発見を各事業を連して行い、必要な関係機関と連携を図っている。 ・愛育センターみどり学園、わかさ学園とこども通園センターは支援の技術面や人員を重厚化し、ノウハウの共有を図るため、一つの児童発達支援センターとして統合した。 ・就学前施設と連携し、円滑な就学相談の実施に取り組んでいる。 ・旭川市自立支援協議会へ出席し、関係機関との連携を図っている。

		(6)医療的ケア児に対する総合的な支援体制の検討(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・R6 から旭川市医療的ケア児等総合相談室を設置し、医ケア児に係る支援等について支援を実施している。 ・R6 から旭川市内の2つの保育所において、医ケア児の受入れを実施している。
2 学 校 教 育 の 充 実		(1)学校と関係機関との連携による相談支援体制の構築	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の中で実施した発達検査の結果と、学校での様子について保護者の希望のもと学校と共有し、その児童に対する支援について検討している。 ・市内小中学校や特別支援学校教員に特別支援教育相談員を依頼し、学びの場を決定するための就学相談を実施している。
		(2)教職員の専門性と資質の向上	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援コーディネータを始めとした教員に対し、研修会を実施している。
		(3)社会への移行支援	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・高等養護学校や養護学校高等部の卒業生の進路を考えるに当たり、自立支援協議会の関連部会において、学校・事業所・行政間で課題整理等を行い連携を図っている。
		(4)特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第81条に基づき、市内小中学校に障害の区分に応じた特別支援学級等を設置するとともに、教育上特別の支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図るため、特別支援教育補助指導員を配置している。
		(5)医療的ケア児童生徒への対応(新)	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する市内小中学校に、看護職の資格をもつ特別支援教育補助指導員を配置し、医療的ケアを実施している。
		(6)交流及び共同学習の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校において、特別支援学級在籍者が通常の学級で授業を受ける交流学級を実施している。 ・各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが相互の触れ合いを通じて、豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいの達成を目的として、一人一人の児童生徒の状況に応じて実施している。
Ⅱ 雇 用 ・ 就 労 支 援	1 障 が い 者	(1)本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の職員採用試験(障害のある方の部)において、受験資格を身体障がい者、知的・精神障がい者とし、点字での試験も可能としている。 ・旭川市障害者福祉センターの指定管理者においても障がいのある方を雇用している。

雇用・就労の促進	(2)旭川公共職業安定所との連携	実施中	・機会に応じて適宜実施している。・旭川市自立支援協議会へ参加いただき、市内の障がい者就労状況等について連携している。
	(3)職場実習の推進	実施中	・北海道旭川高等支援学校や市外の視覚支援学校の実習受入れを行っている。 ・「旭川市職場実習推進事業」を実施している。
	(4)障害者就業・生活支援センターとの連携	実施中	・「障害者就労支援事業」を実施し、障がい者の就労先に係る支援を実施している。
	(5)北海道旭川高等支援学校等卒業後の就労に向けた支援	実施中	・北海道旭川高等支援学校生の現場実習(前期・後期)の受入れを行い、令和元年度は同校の卒業生2名を臨時職員として、令和2年度から令和4年度は各年度1名を会計年度任用職員として任用した。 ・市長が会長を務める北海道旭川高等支援学校を支える会において、実習先や雇用先の確保について検討を行っている。 ・北海道旭川高等支援学校の開校に伴い、同校生徒等が居住地等にかかわらず「旭川市職場実習推進事業」を利用できるよう要綱を改正した。
2 福祉的就労の底上げ	(1)業務の委託等の推進	実施中	・旭川市近文リサイクルプラザ等で資源ごみ選別等業務に障がい者が従事することで、一般就労に向けた知識の習得と職業能力の向上を図ることを目的とし、具体的には、古紙・布類の選別作業、木質系粗大ごみの解体作業、自転車の分解、清掃作業の業務委託を行っている。 ・障害者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めるよう、庁内に周知している。
	(2)障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進	実施中	・例年、各部局における実施状況を確認し、公表している。
	(3)一般就労への移行促進	実施中	・職場実習推進事業により、一般就労に向けた職場実習の促進を実施。 ・障害者就労支援事業により、企業への理解や一般就労への移行に向けた支援を実施。
	(4)授産製品の販路機会を確保するための支援	実施中	・障害者週間記念事業等のイベント等において、授産製品販売の機会を提供している。また、障害者優先調達推進法の施行に伴い、平成25年度から「旭川市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等から物品及び役務の調達推進を図っている。

Ⅲ 社会参加・活躍	1 障 が い 者 ス ポ ー ツ の 振 興	(1)スポーツ施設のバリアフリー化の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・カムイスキーリンクスにおけるユニバーサル駐車場の整備(R3年度) ・センターハウストイレのバリアフリー化(R6年度) ・公園内のスポーツ施設を整備する際に、バリアフリー化を順次進めている。
		(2)障がい者スポーツの情報提供等	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・シットスキー6台・バイスキー5台・チェアスキー1台購入及び体験会・指導者研修会の実施(R2年度) ・バリアフリータウン永山実行委員会がパラスポーツの体験会を行い、普及に努めた。令和3年度は計3回開催した。(令和3年度最終開催) ・レクボッチャ大会の後援・共催(R2年度～) ・シットスキー等の貸出及び体験会の広報(R3年度～) ・障がい者スポーツの普及・促進を図るため、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会に「障害者スポーツ振興事業実施業務」を委託し、その中の業務の1つとしている。
		(3)障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ理解促進フェスティバル(バリあさフェスタ)の開催(H28年度) ・2018年度障がい者スポーツ指導者北海道研修会の開催(H30年度) ・第15回全国障がい者スポーツ指導者全国研修会の開催(R1年度) ・障がい者スポーツの普及・促進を図るため、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会に「障害者スポーツ振興事業実施業務」を委託し、その中の業務の1つとしている。
		(4)各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・バーサーロペット・ジャパン(クロカン、歩くスキー、スーパースプリント)へのシットスキー利用者の参加、シットスキー体験会の実施
		(5)スポーツ合宿等の誘致	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・パラクロスカントリースキー日本代表合宿支援(R3～R7) ・日本パラパワーリフティング連盟合宿受入(R4、R5) ・北海道障がい者冬季スポーツ大会受入(R6) ・デフリンピック日本代表選手強化合宿受入
	2 文 化	(1)文化施設のバリアフリー化の推進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設整備・更新に係る計画や設計の各段階においてユニバーサルデザインを意識する。

第4節 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現		活動の振興	(2)文化活動への参加の支援	実施中	・旭川市障害者福祉センター内には、和室、茶室、陶芸室が利用できるようになっており、一定数の利用が継続されている。
			(3)作品展等の発表機会の確保等	実施中	・申請のあった行事に関して名義後援等を実施 ・障害者週間記念事業において①障がい者の文化・スポーツ活動を紹介②事業所の授産品の展示即売会を実施。
	1 住環境の整備	I 生活環境	(1)市有施設のバリアフリー化	実施中	・旭川市豊岡地区センターに身障者用駐車場(1台分)を整備した。(令和元年度整備) ・ユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施している。 ・公園施設を整備する際に、バリアフリー化を順次進めている。
			(2)住まいの改修等に関する相談・情報提供	終了	1 高齢化対応住宅普及促進事業の実施 ・やさしさ住宅補助制度の実施 ・高齢者等対応住宅改修計画研修会の実施 2 住宅相談の業務委託
			(3)日常生活用具給付における住宅改修	実施中	・要介護認定を受けている方が、段差の解消等のため住宅改修を行う場合や、入浴や排せつ時等に使用する福祉用具を購入する場合の給付を実施。 ・入浴補助用具や手すり等の日常生活用具の給付を行っている。
			(4)ユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備	実施中	・市営住宅建設時に「旭川市の公営住宅等の整備におけるユニバーサルデザインの導入に関する指針」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した住宅を整備している。 ・ユニバーサルデザインに配慮した計画や設計を実施している。
			(5)環境整備要綱の見直し	終了	・内容を精査した結果、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」により補完されることから、廃止
			(6)感染症対策の徹底に向けた周知・啓発(新)	終了	・R6.4 から障害福祉サービス事業所にて感染症対策が義務化されたため終了
			(7)集団感染発生時に備えた防護用品の備蓄(新)	終了	・R5 に備蓄防護用品を感染症対策として、障害福祉サービス事業所に配付
			2 障がい	(1)市街地等のバリアフリー化の推進	実施中

者に配慮したまちづくりの推進			を行う際にバリアフリー化を推進している。
	(2)音響式信号機等の整備促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設について、旭川市が事務局となり、国道・道道・市道の道路管理者を幹事として「人にやさしいみちづくり推進協議会」を毎年行っている。この会において、旭川市盲人福祉協会等から要望を伺い、整備を推進している。 ・音響式信号機整備拡大を関係機関へ要望している。 ・音響式信号機整備拡大の要望及び、市道の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設推進している。
	(3)除雪等の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・自力又は家族による除雪が困難な高齢者(80歳以上または70歳から79歳までで要支援1以上(同程度の状態を含む)及び重度身体障害者等で構成される世帯において、道路除雪作業後の残雪の処理が困難な場合に、敷地入口部分の歩行者通路幅に雪を残さないように配慮する住宅前道路除雪制度を実施している。
	(4)路上放置物や違法駐車等の排除	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロック上へ物を置いたり自転車やバイクを駐車しないよう、周知啓発している。 ・買物公園において、巡回整理員による放置自転車の整理を行うとともに、歩行者の往来に支障となる置き看板等を解消するため、関係団体と連携し対応している。 ・違法駐車については、所轄警察署と連携し対応している。
	(5)低床バスの導入促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・低床バス(ノンステップバス)の導入については、旭川市地域公共交通計画に定める事業として位置付けており、バス事業者が国の補助制度を活用し導入を進めている。 ・「旭川市地域公共交通計画分科会」において進捗確認を実施。
	(6)ハード整備を補完する「人的な対応」の促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークの障害福祉課窓口における配付やバス事業者の協力による路線バス内でのポスター掲示等、その普及・周知への取組。
	(7)(仮称)旭川市福祉のまちづくり条例の制定に向けた検討(新)	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例(令和4年条例第10号)を制定した。

3 防 災 ・ 防 犯 対 策 の 推 進	(1)避難行動要支援者等に 係る避難支援(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成し、月に1回対象者の更新を行っている。・平常時の情報提供についての意思確認を年に2回実施している。 ・「旭川市避難行動要支援者避難支援の手引」に基づき、避難行動要支援者名簿の活用について、避難支援等関係者に周知を図り、外部提供の条件を満たした避難支援等関係者に事前提供を行っている。
	(2)日常生活用具の利用 促進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器は日常生活用具の給付対象となっていないが、その他は給付対象
	(3)消防機関への緊急通 報システムの利用促進	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人等に対し、火災、急病、事故等の緊急事態が発生した場合、消防本部に自動又は簡易な操作で通報することで、迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する緊急通報システム事業を実施している。 ・聴覚や発語等に障害のある方が火事や急病などの時に119番通報ができるように、メール119、FAX119及びNet119の利用方法(申請方法含む)をホームページ、チラシ等で普及・周知を実施している。
	(4)災害発生時に備えた要 配慮者利用施設の対策 (新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設について、年に1回対象施設の更新を行い、名称、所在地、伝達手段等の施設情報を整備している。また、発災時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象施設に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について周知している。
	(5)福祉避難所の充実と開 設・運営手順の策定(新)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の指定に御協力いただける障がい者福祉施設と協定を締結し、福祉避難所の拡充を図っている。また、発電機の備蓄に加え、発電機や電気自動車等を調達する協定を締結し、電源の確保に取り組んでいる。
	(6)ハード整備を補完する 「人的な対応」の促進(再 掲)	実 施 中	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークの障害福祉課窓口における配付やバス事業者の協力による路線バス内でのポスター掲示等、その普及・周知への取組。

II 情報・コミュニケーション	1 情報提供の充実	(7)消費者被害の未然防止	実施中	<p>(消費者被害の未然防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料及び情報の収集・提供 ・図書・DVD・ビデオ等資料の貸出し ・消費者月間啓発パネル展の実施 ・移動パネル展の実施 ・市広報誌への啓発記事掲載 ・旭川市消費者被害防止ネットワークへの情報提供 ・啓発チラシの作成 ・ホームページによる情報提供 ・消費生活展の実施 ・消費者協会実施事業に対する支援
		(1)視覚障がいのある人への情報提供方法の拡充	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に向け、市政情報を提供するため、声の広報「あさひばし」(CD1枚に音声を録音したもの)及び点字広報誌「旭川市民」(B5版28ページ前後)を毎月視覚障がい者の家庭に送付。 ・聴覚障がい者に向け、HPやSNSに投稿する市長会見等の動画に、字幕や手話通訳者を配置している。 ・視覚障がい者向け広報として、社会福祉法人旭川光風会に委託して、市議会だよりのCD版を作成している。 ・「障がい者福祉の手引」については、点字版及び音声コード版を作成している。また、「いきいき長寿」についてCD版を作成しているほか、各課の印刷物の点字化や音声化を実施している。
		(2)点字シールの貼付	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・市内団体より要望のあった障がい者に対し郵便物を送る場合、点字を貼付した封筒を使用することとして、全庁に発信している。
		(3)視覚障がいのある人への情報提供の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書の製作・貸出、対面朗読を音訳ボランティアの協力による実施や大活字本の貸出、拡大読書機の設置などのサービスの提供に努めている。
2 意思疎通支援	(1)「旭川市手話言語に関する基本条例」に基づく取組の推進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本理念に則り、手話に対する理解及び普及の促進に資する施策を総合的かつ計画的に推進している。 ・旭川市手話施策推進会議を設置し、手話に関する施策の推進及び実施状況についての検証等を行っている。 ・手話劇祭を開催し理解・普及促進を図った。(R6) 	

の 充 実	(2)手話通訳者の派遣の 推進	実 施 中	・「聴覚障害者等協力員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を実施。聴覚障がい者等が通訳を必要とする場合に、手話通訳、要約筆記を行う聴覚障害者等協力員、又は盲ろう者通訳・介助員を派遣し、円滑なコミュニケーションを支援。
	(3)人材の養成	実 施 中	・旭川市点字図書館への委託により、「点訳奉仕員養成講習会」を開催している。
	(4)障がいの特性に応じた コミュニケーション方法の啓 発・普及の推進	実 施 中	・手話や筆談等の普及促進を通じて、様々なコミュニケーション手段の浸透を図っている。
	(5)遠隔手話サービスの推 進(新)	実 施 中	・医療機関において、直接の面会が困難な場合に利用できる。ただし、利用対象について検討を行う。

○ 第4次旭川市障がい者計画の取組状況

具体的施策	107件
実施中	99件
実施済	2件
実施予定	0件
終了	12件
未実施	0件

○ 第5次旭川市障がい者計画策定のための市民アンケート調査について

1 調査の目的

第5次旭川市障がい者計画は、障害者基法に定める市町村障害者計画であり、障がい者及び市民の意識・意向等を広く聴取し計画に反映させる必要があるため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用する。

2 調査項目

(1) 障がい種別共通項目

- ・本人の状況
- ・障がいの内容
- ・生活状況
- ・外出状況
- ・仕事
- ・地域生活
- ・スポーツ・レクリエーション
- ・相談
- ・防災
- ・障がいの理解を深めるための方策
- ・差別・権利擁護
- ・今後の取組
- ・自由意見

(2) 障がい種別ごとの項目

- ・未就学児及び小・中・高校生に関する項目（身体・知的障がい者）
- ・病気や医療、障害児通所支援や特別支援学級、障がいや病気に対する理解（精神障がい者）

(3) 市民全般

- ・本人の状況
- ・障がいへの関心
- ・ボランティア意識
- ・ノーマライゼーション理念の普及度
- ・障がいの理解を深めるための方策
- ・差別・権利擁護
- ・今後の取組
- ・自由意見

3 調査方法

- (1) 調査対象地域 旭川市全域
- (2) 調査対象者 各障害者手帳の所持者及び18歳以上の旭川市民
合計5,200人
- (3) 抽出方法
 - ・各障害者手帳台帳から無作為抽出
 - ・住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送調査法
- (5) 調査期間 令和7年2月28日から3月19日まで

4 回答結果

	発送数	有効回収数	回収率
A 身体障がい者	1,200	654	54.5%
B 知的障がい者	1,200	568	47.3%
C 精神障がい者	1,200	544	45.3%
D 18歳以上の市民	1,600	691	43.2%
合計	5,200	2,457	47.3%

旭川市障害者計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画(以下「障がい者計画」という。)の策定に関して必要な事項を審議するため、旭川市社会福祉審議会条例施行規則(平成20年旭川市規則第24号)第4条第1項の規定により、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に旭川市障害者計画策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

(臨時委員)

第2条 前条に掲げる審議を行うため、旭川市社会福祉審議会条例(平成12年旭川市条例第30号)第4条第2項の規定により臨時委員を置く。

2 前項の臨時委員は、次の団体に所属する者又はその団体の推薦により選任する。

- (1) 特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会
- (2) 一般社団法人旭川ろうあ協会
- (3) 北海道難病連(旭川支部)
- (4) 一般社団法人旭川身体障害者福祉協会
- (5) 旭川精神障害者家族連合会
- (6) 旭川障害者スポーツ協会
- (7) 旭川市特別支援学級設置学校長協会
- (8) 旭川公共職業安定所
- (9) 旭川市民生委員児童委員連絡協議会
- (10) 特定非営利活動法人カムイ大雪バリアフリー研究所
- (11) 旭川地域児童デイサービス等連絡協議会

(組織及び任期)

第3条 部会は委員21名で組織し、その任期は障がい者計画の策定に係る審議終了までとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

旭川市障害者計画等策定部会名簿

氏 名	委員の推薦団体	備 考
秋葉 裕美	旭川市自立支援協議会	
阿部 龍雄	旭川障害者スポーツ協会	臨時委員
五十嵐 広平	旭川精神障害者家族連絡会	臨時委員
五十嵐 真幸	カムイ大雪バリアフリー研究所	臨時委員
石戸谷 康治	旭川市社会福祉協議会	
上田 信二	旭川手をつなぐ育成会	
梅本 里美	北海道難病連	臨時委員
海老 浩道	ハローワーク旭川	臨時委員
大内 祥一	旭川ろうあ協会	臨時委員
大橋 伸也	旭川市医師会	
加藤 弘	旭川アイフレンズ	
久住呂 志奈子	市民公募	
熊田 広樹	旭川市立大学	
今野 浩明	旭川障害者連絡協議会	臨時委員
嵯峨 浩樹	市民公募	
地下 弘子	旭川社会福祉施設協議会	
鈴木 桂子	旭川市特別支援学級設置学校長協会	臨時委員
猫山 房良	旭川民生委員児童委員連絡協議会	臨時委員
松山 伸	旭川身体障害者福祉協会	臨時委員
吉田 貴彦	旭川ウェルビーイングコンソーシアム	
渡邊 将史	旭川地域児童デイサービス等連絡協議会	臨時委員

旭川市障がい者計画策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律84号)第11条第3項の規定に基づく旭川市障がい者計画(以下「計画」という。)の策定に関して円滑な推進及び調整を図るため、旭川市障がい者計画策定庁内会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進及び調整に関すること
- (2) 計画の見直しに関すること
- (3) その他障がい者福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉保険部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、障害福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、当該委員の指名する職員を代理として出席させることができる。
- 4 委員長は、前条第4項に定めるもののほか、必要と認める者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第5条 委員長は、やむを得ない理由があるときは、会議の招集に代えて、書面により会議を行うことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保険部障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	政策調整課長、財政課長、広報広聴課長
地域振興部	都市計画課長
総務部	人事課長
防災安全部	防災課長、交通防犯課長
市民生活部	市民生活課長、地域活動推進課長
福祉保険部	福祉保険課長、指導監査課長、国民健康保険課長 長寿社会課長、介護保険課長、生活支援課長
子育て支援部	子育て支援課長、子育て助成課長、こども保育課長 おやこ応援課長、旭川市子ども総合相談センター所長 旭川市愛育センター所長
健康保健部	保健総務課長、健康推進課長 保健所保健予防課ところと難病支援担担当課長
環境部	旭川市クリーンセンター所長
経済部	経済総務課長
観光スポーツ部	スポーツ推進課長
農政部	農政課長
建築部	建築総務課長、市営住宅課長、建築指導課長
土木部	土木総務課長、雪対策課長、土木管理課長 公園みどり課長、旭川市土木事業所長
消防本部	指令課長
学校教育部	学務課長、教育指導課長
社会教育部	文化振興課長
議会事務局	議会総務課長
選挙管理委員会事務局	次長

○ 計画の策定経過

ア 庁内

実施期間		実施内容
1	令和7年2月10日 ～2月17日 (庁内策定会議)	・第5次旭川市障がい者計画策定の趣旨について ・第5次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて ・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和7年6月17日 ～6月30日 (全庁照会)	・第4次旭川市障がい者計画の進捗状況確認
3	令和7年10月29日 ～11月7日 (庁内策定会議)	・第5次旭川市障がい者計画素案に対する意見等について

イ 市民

開催年月日・実施期間		実施内容
1	令和7年2月28日 ～3月19日	・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査
2	令和7年7月10日 及び7月15日	・障がい者関係団体(20団体)との意見交換会
3	令和7年12月24日 ～令和8年1月30日	・第5次旭川市障がい者計画(素案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)

ウ 旭川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 障害者計画等策定部会

開催年月日・実施期間		実施内容
1	令和7年6月6日	・部会長の選出について ・職務代理者の指名について ・第5次旭川市障がい者計画の策定スケジュールについて ・第5次旭川市障がい者計画策定のためのアンケート調査について
2	令和7年8月7日	・第5次障がい者計画策定のための ・アンケート調査の結果概要について ・障がい者団体との意見交換会の開催結果概要について ・第3号 第5次旭川市障がい者計画の骨子(案)について
3	令和7年11月20日	・第5次旭川市障がい者計画の素案について
4	令和8年2月25日	・第5次旭川市障がい者計画(素案)に対する意見提出手続きの結果について ・第5次旭川市障がい者計画最終案について

第5次旭川市障がい者計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

令和8年（2026年）3月発行

発行 旭川市

編集 旭川市福祉保険部障害福祉課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 総合庁舎2階

電話 (0166) 25-6476

FAX (0166) 29-6404

E-mail syougaifukusi@city.asahikawa.lg.jp